

議事日程第2号

平成30年3月7日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～5番)

町長の施政方針に対する質問(1番～2番)

出席議員 (12名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴木男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
教育参事兼 学校教育課長 山田徹	総務防災課長 須田和男
企画課長 小木曾昌文	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛
亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏	税務課長 中村治彦
住民環境課長 若尾宗久	保険長寿課長 日比野伸二
福祉課長 高木雅春	農林課長 可児英治
上下水道課長 大鋸敏男	建設課長 筒井幹次
会計管理者 佐久間英明	生涯学習課長 石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君の2名を指名します。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（山田儀雄君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と、町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、それぞれ受け付け順序に従って発言を許します。

なお、一般質問と施政方針に対する質問のある方は、一般質問の後に、町長の施政方針に対する質問を行ってください。

また、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。また、初めての一番バッターということで大変緊張しておりますので、途中でとちる可能性があると思いますが、その辺は御勘弁のほどよろしくお願いいたします。

質問に入らせていただく前に、昨年10月に御逝去されました桃井知良先生におかれましては、御嵩町の文化財の保存活動に大きなお力をいただいたことに対しまして改めて感謝申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

桃井先生は、生前、文化財保存を考える会における願興寺鐘楼門の改修工事を初め、現在の願興寺本堂の大修理に向けて、本堂修理保存会の会長として多大なる御尽力を賜りましたこと

については、私のみならず、御嵩町の町民の多くの方が御承知のことと存じ上げます。ことしから本格的に願興寺の本堂の修理事業が始まるというさなか、桃井知良先生がお亡くなりになり、保存会の権威者として期待されていた会長不在という大変な事態に陥りました。幸いにも、桃井先生の願興寺本堂の修理保存に対する情熱に応えるべき、鍵谷幸男氏が新会長という重責を引き受けていただいて大変心強く思っております。我々御嵩町議会としても、鍵谷新会長の本堂修理へのお心意気、意気込みにお応えすべく、町議会一丸となって全面的に支えていく覚悟でございますので、よろしく願いをいたします。

さて、本題に入らせていただきます。

1として、文化財を守る会から始まる現在まで、修理保存会に至るまでの経緯について。

願興寺本堂の改修に向け、御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理等検討委員会設置要綱（平成27年9月18日教委訓令甲第6号）に基づき、高木教育長を委員長とする15名から成る検討委員会が立ち上げられました。その後、平成29年8月に、桃井先生を会長とした有志17名により、御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が発足されて現在に至っております。

以上のように、先ほど述べました文化財を守る会を皮切りに、修理等検討委員会、修理保存会といった複数の組織によってPR活動、募金活動などを初めとしたさまざまな活動が展開されてきました。

しかし、一般町民の皆様には、どの組織がどんな目的でどのような活動がなされているか、また現在の組織はどんな活動をしているか、困惑されている方が多くあるのではないのでしょうか。これから本格的に町民の皆さんに本堂修理の御寄附、御協力をいただく上で、各組織が今日までどのような活動を行ってきたか、今後これから組織が本堂修理にどのような役割を担い、どのような活動を展開していくかを明確に示すことが必要であると思っておりますが、担当当局のお考えをお伺いいたします。

続きまして2としまして、本堂修理保存会による寄附金予定者の募集と寄附金についてであります。

修理保存会として、昨年8月に、桃井会長の趣意書に基づき、願興寺の直接寄附について、会員、寄附に御協力いただける方の募集についてと銘を打ってチラシが多く配布されています。さらに鍵谷新会長のもとで、1月16日に全自治会長会、引き続いて4地区の自治会長会が開催され、寄附金に御協力いただける方を募集中といった大見出しに、指定寄附金申請に必要な寄附予定者リストに必要な署名をお願いします、平成30年3月中に寄附金に御協力いただける方々に本堂修理総決起大会を予定していると。これは回覧等で回って、今月の18日でしたか、に行われるということになっております。4月以降に寄附金の御案内を郵送させていただ

くといった、4点が主な内容とチラシが29年度の自治会長に配付され、寄附金署名の依頼がされています。各地区自治会長では、このチラシの取り扱いに大変苦慮され、困惑されている方が多く出ているともお聞きしております。

今後、各方面の団体・組織への寄附金の協力依頼はもちろん、平成30年度の新たな自治会長に改めて寄附金依頼をされるのであれば、今までの経緯と、自治会として寄附金の取り扱いなどの方策を明確に示した上でお願いすべきと私は考えますが、所管する教育委員会はどのように考えておられますかをお伺いします。

3点目として、保存会の今後の活動等について。

3点目ですが、税制上の優遇措置を受けるため、国への指定寄附金申請を行う予定で、現在その準備に取りかかっているようですが、寄附金予定者の数など、どのような指定要件によって認められるのか聞かせていただくとともに、指定寄附金申請者が認可された後、リストにある御協力いただける方へ寄附金の案内が送付されることになるとは思いますが、これらのスケジュール、時期についてお伺いしたい。

私の質問事項は以上です。御回答をよろしく願いをいたします。

議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

私も一般質問の答弁としましては久方ぶりですので、緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

伏屋議員の御質問にお答えします。

質問内容は3点、願興寺本堂修理に係る保存会等の活動内容と経緯、自治会等に対して行う寄附金募集の方策に対する考え方、また指定寄附金の要件と申請についてでございます。

初めに、願興寺本堂の修理事業に関しましては、議会議員の皆様の御支援、御協力により、国及び県の補助申請が認められ、今後約9年間にわたる解体修理の大事業への第一歩がスタートできましたこと、担当する教育委員会としまして厚くお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

また、この本堂修理の設計段階での総事業費は12億8,500万円であり、うち負担割合は国が85%、県が4%、町が5.5%、事業主体が5.5%で、願興寺さんが約1億円を負担していく予定でございますので、今後とも議会議員の皆様の御理解と御協力をお願いしていくことになるとは思われますが、よろしくお願いいたします。

さて質問の第1点目、この事業に係る団体・組織の活動内容と経緯についてでございますが、

本定例会の初日における町長の施政方針にもございましたが、官と民、2つに区分すべき組織があることに御留意をお願いいたします。

現在、教育委員会で把握しておりますのは、官の組織としまして、本堂修理の解体修理の方法のほか、契約や経緯の調査、審議を行う本堂修理委員会、また民の組織としては、願興寺の負担金約1億円を集めるための募金活動を主に行う本堂修理保存会の2つでございます。

そのほか民の組織として、伏屋議員の御質問にもございました文化財を守る会は、別の名称で文化財保存を考える会とも言うようですが、平成25年10月に桃井知良先生を会長に設立、第1回目の会合が持たれ、募金活動を行う趣旨で、会員も200名を超えた名簿資料がございますが、実質的な募金活動までは至らなかったと伺っております。その後、平成28年11月に、町内各地区の有志の方々が集まれ、募金活動について話し合いが行われました。そして数回の会合を重ねながら、平成29年8月に、会の集まりとしましては第4回目となりますが、御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が正式に発足いたしました。

この規約によると、目的は、願興寺本堂を修理し、貴重な歴史的文化遺産を後世に伝え、文化の振興に寄与することを目的に活動するとなっており、活動内容は、事業費の寄附金を集めることを第一に、本堂を末永く保存することができる体制整備を行うこと、本堂修理に関する情報の収集や発信を行うこと、また住職と関係機関との連絡調整を行うこととされております。

発足時の会長は桃井知良先生でしたが、昨年10月にお亡くなりになり、現在の会長は鍵谷幸男氏であります。役員数は各地区から副会長4名を含む有志18名で、ほぼ月に1回の会合を開催し、定期的に募金活動の状況確認や活動方針を協議調整中でありまして、会員は、地道な名簿集めにより、この2月現在で1,044名となっております。

また、募金活動も、各種のイベント会場や、中山道みたけ館で昨年秋に盛大に開催されました願興寺所蔵の十二神将展の傍らで実施しました寄附募集により、65万円の実績を上げたほか、企業からの大口寄附もあったかと聞いております。

さて一方で、官の組織であります本堂修理委員会は、その前身として、教育委員会により本堂修理検討委員会設置要綱が平成27年9月につくられ、国や県の補助事業である願興寺本堂の解体修理を円滑に進めるための方法や経費、願興寺本堂を活用した地域活性化等を調査または審議することを目的として、平成28年3月に第1回委員会が招集されました。顧問に町長、委員長を教育長とし、構成する委員は文化財保存管理の精通者、住民各種団体代表者、町議会議員、商工観光、教育関係者や学識経験者など15名で組織されております。

その後、修理事業が本格的な実現に向けてその進捗段階が進んだことから、昨年の12月に修理検討委員会から修理委員会に移行し、委員会の所掌事務に解体修理等に係る契約事項までを追加しております。

次に質問の2番目、保存会が行う自治会等に対する寄附金募集の方策に関する考え方ですが、先月16日に行われました保存会での鍵谷会長の思いによりますと、3月17日に開催予定であります総決起大会で募金活動に対する機運を盛り上げ、趣意書とともに振込納付書を六、七月ごろに送付する予定とのことでございます。

自治会を対象とする寄附金額の募集提示は未定でございますが、教育委員会としましては、3月中に集まった会員数と現在の寄附金総額、願興寺の経営状況を鑑みて、1口何千円、年間何万円等寄附金を集めていくことを保存会に提案し、保存会が決定し、実施していく募金活動について今後も事務支援を行っていく考えであります。

そして第3の質問、指定寄附金の要件と申請についてであります。

今回の願興寺本堂修理事業のように、国指定文化財に係る保存修理等に係る経費について、広く一般より寄附を募るものとしての税制上の優遇制度がございます。事業主体として申請者である宗教法人願興寺が県を通じて文化庁に申請し、財務省の審査を経て認められた場合に、個人では寄附金額から2,000円を除いた金額を所得金額の40%を上限として控除、また法人では、寄附金額の全額を損金額に算入できるものですが、寄附の募集期間が指定から1年間に限定されるため、多額の寄附金をお願いする今回の事業の中では、見切り発車ではなく、指定を受ける期間に慎重な取り扱いが必要とされると思います。

また、申請に係る書類としまして、募集法人の財務状況を明らかにした会計収支の予算書や決算書、寄附金予定者のリスト、具体的な寄附金募集計画など、詳細な資料も必要とされますので、すぐさま指定が受けられるものではございません。

なお、通常の寄附金であれば税制優遇はありませんが、現在でも受け付けられておりますので、申し添えさせていただきます。

また、御嵩町が行っておりますふるさとみたく応援寄附金（ふるさと納税）につきましては、平成27年度より文化財の保護及び保存に関する事業のための活用区分が新設され、保存会においても納税の呼びかけが行われておるところです。ふるさと納税は、町としましては町外の方々を本来の対象として出発した制度ではございますが、町内の方々の願興寺本堂の修理保存事業に対する機運が高まり、熱い思いがふるさと納税の寄附金につながることになれば、その用途については、今後、議会も含め皆さんで大いに議論すべきことになると思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で伏屋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

3番 伏屋光幸君。

3 番（伏屋光幸君）

今は教育参事のほうからいろいろ説明を受けて、この質問をする前に私も自治会長、住民の方と同じようなことで困惑をいろいろしておりましたが、今の説明を聞いて私は納得しましたので、また私どもの町内、11日に総会がありますが、その席で今答弁されたことについて説明ができますので、本当にありがとうございました。

以上で私の質問は終了させていただきます。

議長（山田儀雄君）

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は、写真を活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

11 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告してあります一般質問、今回は1つでありませぬけれども、質問をさせていただきます。

森のようちえんへの理解を求める。

「森のようちえん」という言葉をお聞きになったことはあるでしょうか。森のようちえんとは、1950年代中ごろにデンマークで、子供たちに幼いころから自然と触れ合う機会を与え、自然の中で伸び伸びと遊ばせたいという願いを持つ一人の母親が、自分の子供たちを連れて毎日森に出かけたのが始まりと言われていています。その後、北欧を中心に、日本でも10年前ごろから少しずつ広がってきています。

日本で森のようちえんとは、年間を通じて定期的に同じ森へ出かけ、そこで基本的には自由保育をします。ただし、森での活動の頻度はさまざまで、1年中野外で保育をしている園もあれば、月に数回という団体もあります。ともあれ、森のようちえんとは、自然が豊かな広々とした空間でゆっくり時間を過ごし、自然の中で子供の自主性を大切にすることを軸とした保育のあり方であり、既存の幼稚園教育と対立するものではありません。

運営の形式も多様で、保護者を含む自主的なグループが通年で運営する自主保育の形式である通年型森のようちえんもあれば、園外活動の一部に森のようちえん活動を取り入れている幼稚園や認可保育園である融合型森のようちえん、あるいは自然学校や任意団体が行事で実践する行事型森のようちえんもあります。

それでも多くの共通点があります。まず、定期的に森や自然が豊かな場所に子供と出かける。それも大抵同じ場所で活動する。そして寒い日も暑い日も、雨の日も雪の日も、よほどの荒れた天気でない限り活動をする。同じ場所で年間通じて出かける活動を続けると、四季折々の自然の変化やリズムを知ることができる。五感を働かせて自然の動きを感じ取り、自由な遊びを行う時間を大切にすることも可能になる。そして、子供の安全確保のために保護者の積極的な

関与が必要になる等々です。

森のようちえんの意義については、なかなか一言では言いあらわせませんが、この議場にいらっしゃる皆さんぐらいの年代の方は、子供のころ、野山や山や、川や田んぼで存分に遊んだ世代だと思うので、森のようちえんの意義もわかってくださると思います。

きょう私がなぜこのような質問をしているかというのは、週に1度、みたけの森をフィールドにして活動を展開している「こどもの庭」という森のようちえんに出会い、子供たちが生き生きとみたけの森を駆け回る姿を見たときに、こんなにもみたけの森に愛着を感じている子供たちやお母さんたちがいることを、町の人たちや役場の人たちに伝えたいと強く思ったからです。そして、こうした活動を多くの人に伝えられれば、さすが環境モデル都市みたけだと強くアピールできることにつながると確信したからです。

森のようちえんについては、最近も新聞報道されていまして、育児雑誌にも取り上げられています。ここ数年、長野県、鳥取県、広島県など、定住移住促進、森林里山保全、子育て支援等、森のようちえんが社会に寄与する有効性を認めた自治体では、森のようちえん認証制度や運営資金を支援する制度が立ち上がっています。

鳥取県智頭町では、森のようちえんが定住移住促進につながる実証済みで、毎年、森のようちえん体験会&移住相談会が東京、大阪、名古屋で開催されています。また、兵庫県多可町では森のようちえんが2園あり、定住移住促進事業として森のようちえん事業に補助金を出しています。

また、木育を推進している岐阜県では、県の林政部が中心となり、森のようちえんを支援する施策を実践者とともに模索し、活動へ強力な後押しをされているところでもあります。県内であれば19の森のようちえんがあり、揖斐川町では、第39回植樹祭の跡地を活用し、谷汲緑地公園を拠点にして、平成30年度より県の補助金による森のようちえんが開設されるということです。

さて私は、ことしの2月に自然育児「森のわらべ多治見園」を視察してまいりました。これは新聞でもよく報道されている森のようちえんです。

森のわらべは、多治見で誕生した県内で初めての森のようちえんです。園は、月曜から木曜に多治見市の三の倉市民の里地球村のキャンプ場で開設されています。スタッフの保育士や当番の保護者とともに、散歩や野外料理、手仕事や畑仕事、歌、川遊びなど戸外で活動をします。

視察の日は週に1度の野外料理の日で、年長さんは御飯の係でした。自分たちで米をはかり、とぎ、マッチをすって火をおこし、かまどで御飯を炊いていました。うちわであおいだり、わらやまきをくべたりと、どのタイミングでどうするのかを心得ており、日常的にこんな体験をしているのだなと感心をさせられました。ほかの園児たちは、大人に見守られながら、包丁で

野菜を切って鍋に入れ、どのぐらい水を入れたらいいのかも自分たちで考えていました。準備ができると、子供たちは飛び回って遊んでいます。

御嵩町から通園している園児もいました。園長先生の話によれば、森わらべに入園したいために近くへ引っ越してくる家庭もあると聞きました。森わらべでは、お母さんの育ちも応援したい、お母さんがお母さんであることがうれしい気持ちをサポートしたい、そして自然という環境の中でお母さんたちが助け合って子育てをしていくという仕組みができていて、もう一人子供を産みたいというお母さんも多いと聞きました。

また別の日、こどもの庭という森のようちえんに活動を見学に行ってきました。先ほども申しましたように、こどもの庭は、みたけの森で定期的に活動している森のようちえんです。2015年に開園して、ことしで4年目を迎えています。園舎を持たず、御嵩町、可児市、美濃加茂市の森林公園や里山をフィールドに、3歳から6歳の未就学の子供たちが、大人たちの温かいつながりの中で、安心して主体的に伸び伸びと成長していけるような野外での保育活動を行っています。16名の園児のうち3名、そして親子散歩会20組の会員のうち2組は町内の在住者だということです。

みたけの森では「おにぎり岩」「トトロのトンネル」など、あちこちに名前がついていて、子供たちが岩によじ登ったり、林のトンネルをはってくぐったりと、元気いっぱい活動しています。高原湿原の木道は「ワニの橋」と呼ばれていて、子供たちのお気に入りの場所だそうです。なぜワニの橋なのかというと、あるとき子供が木道から落ちたときに、そのまま湿原を走り回ったそうです。そこでスタッフがとっさに、そこはワニが出るから歩いたらだめと言ったそうで、そのときから木道は子供たちからワニの橋と呼ばれていると聞きました。こうやって自然の中のルールを学んでいくのだと思いました。また、ある男の子は、私の目の前で棒を振り回していました。びゅんびゅん音がすると、ひとり言を言っています。空気との摩擦で棒を振り回すと音が出ることを、この子は無意識のうちに感じています。こんなことができるのも野外だからこそ、まさに五感が鋭くなるのだと思いました。

どの子も、着がえやかえの長靴、タオル、おにぎりでぽっこり膨らんだリュックを背負い、遊ぶときは近くにほっぽり出していますが、歩き出すときはちゃんと自分で背負っています。短い時間ではありましたが、子供たちの姿にははっとさせられることがたくさんありました。お昼になると湿原の上のあずまやでお昼御飯、みたけの森はあずまややトイレがあちこちにあり、とても使いやすいフィールドだそうです。

こどもの庭の代表の方からお話を伺ったところ、地域により一層根づいていきたいと考えていらっしゃるようです。町民の方々にも理解を深めてほしいと願っています。お母さんたちの声や、みたけの森での活動を、こんなにもかわいい写真にまとめていただきました。これは、みたけ

の森で子供たちが活動しているときの、これ全部、みたけの森の写真なんですけれども、ぜひ町長にもこれを見ていただいて、きつとうちの孫も入れたって思われるかもしれないかなと思っています。またこれ、ぜひ見てください。

御嵩町が森のようちえん活動に理解がある、応援しているということは、若い世代にも環境を大切にしているというとても重大なメッセージを運んでくれると思っています。まさに環境モデル都市の人づくり、場づくりだと思います。みたけの森をこんなにも愛している子供たちは、大きくなったらきつと御嵩町の森を守ってくれることと思います。また、森林整備や里山保全、環境教育にも力を入れている環境モデル都市の御嵩町が森のようちえん活動という子育て支援もしているということは、町内外に対しても、御嵩町は幼児のころから人づくり、場づくりに力を入れているという大きなメッセージになることと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

まず1つ目ですが、農林課の職員の皆さん、みたけの森での活動を見ていただけませんか。そして、みたけの森でこんな活動も行われているということを町民の皆さんに広報などで知らせることはできないでしょうか。先ほども言いましたように、あの県のお金でつくった木道です、何メートルかで500万円もするという、ああいう木道がこんなにも子供たちにも使われている、こんなにすてきな木道ができているということも本当に皆さんにお知らせできるというんじゃないかなというふうに思いました。

それから2つ目ですけれども、今建設中のみたけの森の管理棟ですね、これは森林学習館ということで、希少野生生物などの展示をするとの説明でしたけれども、環境教育の拠点として今後どのような活動を考えていますか。時には、森のようちえんの子供たちが親子ミーティングをしたり、図鑑を広げたりなどの活動は可能でしょうか。

3番目、管理棟にAEDの設置はありますか。

4番目ですが、昨年6月には岐阜県林政部恵みの森づくり推進課主催の第1回安全管理研修、里山づくり後継者養成講座が開催され、そこでこどもの庭の代表の方が講師を務めています。その講習会に水土里隊の皆さんが出席され、こどもの庭のスタッフと交流があったと聞いています。

新年度予算では、水土里隊の拠点である町有林内に自然観察などの森林学習ができる拠点を整備するというので123万円の予算がつけられているわけですが、その北山に、子供たちが1年に一、二度遠足で出かけて、水土里隊の皆さんとスタッフや保護者や子供たちとの交流はできないでしょうか。

5番目の質問です。中保育園の建てかえと森のようちえんについての質問です。

新しく保育園を建てかえるのをきっかけに、例えば中保育園で週に1度は森で活動するとい

うような、森のようちえん活動を新しい保育園に取り入れたらいかがでしょうか。子供に自然体験をさせたいと願う親なら誰でも入園できる保育園が町に1カ所あるとよいと思います。森のようちえん活動を取り入れている保育園という特色を出すことは、移住定住促進にもつながるのではないかと思います。ぜひ今後の検討材料の一つに加えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

以上5点について質問をいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは私から、岡本議員の質問にお答えいたします。

私への質問は、森のようちえんへの理解を求めます。

岡本議員におかれましては、森のようちえんのかかわりの中で、みたけの森のPRをしていただきましてありがとうございます。

初めに私から、みたけの森の概要、森の効用、御嵩町の取り組み、森のようちえんへの思いについて説明をさせていただいた後、1から4までに答えさせていただきたいと思います。

初めに、みたけの森の概要です。

この森は、昭和55年から58年にかけて岐阜県で6番目に整備された生活環境保全林、総面積は70ヘクタールです。生活環境保全林とは、治山事業の一環として荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花の咲く木や実のなる木を植えたり、歩道や利用施設を整備することで、保健休養や自然観察の場として利用していただくための森林です。

昭和55年に作成されたみたけの森の整備の目的は主に、1つとして、みたけの森がアカマツ主体の単調な森林の形態で、松くい虫の被害が拡大傾向であったため、適切な樹木の植栽によって豊かにすること。2つ目として、当時進められていた南山団地や総合運動公園の計画にあわせ、散策、休養などのレクリエーションとしての利用ができる林を造成することです。これにより松くい虫の被害地等について植栽や改良を行うとともに、傾斜の緩やかなエリアにはレクリエーションで利用できるような植栽を行うこととされ、四季の変化に訪れる日帰り型のレクリエーション地として利用されることや、青少年を対象とした野外学習や、湿原を利用した教育の場としても活用を想定し、植栽計画が立てられました。

現在は、春にはツツジや山桜の開花によりまして森が赤や薄紅色に染まり、夏にはササユリやハナショウブが咲き、秋には紅葉、冬には雪景色が楽しめ、展望台からは御嶽山や恵那山、伊吹山が一望でき、ピクニックやバードウォッチングなど一日を通して楽しめる公園となりま

した。毎年6月上旬には、みたけの森ささゆりまつりを開催しております。多数の来場者でにぎわう長く続いているイベントで、平成30年には第35回となります。平成25年からは、ササユリの開花時期に合わせ、5月下旬から6月中旬にかけて、みたけの森花歩きスタンプラリーとして、みたけの森の自然とともに、中山道みたけ宿の町並みを楽しんでいただくイベントも開催をしております。

利用につきましては、設置及び管理に関する条例で、公の秩序を害し、善良な風俗を乱すなど、管理運営上支障があると認められる場合を除き、広くどなたでも利用できることになっております。年間の来場者数は4万人前後で推移し、毎年たくさんの方に御利用をいただいております。

次に、森の効用です。森は、人間をリラックスさせる癒やし効果があることについて幾つか紹介させていただきます。

その1、森林の香り。木の香り成分として知られるさまざまな天然の化学成分には、リラックスし、心地よさを醸し出す効果があり、木の香りを吸い始めてから45秒後に血圧が三、四%下がり、血流量も減ったという実験結果があるそうです。枯れ葉の上を歩くだけでも効果があると言われています。

その2として、f分の1揺らぎ。小川のせせらぎ、小鳥のさえずり、風の息、風にそよぐ枝葉の音、これらは不規則の中にも特徴的なリズムを持っており、f分の1揺らぎと呼ばれています。これは自然界がまさに自然に持つリズムであり、森の中はこのリズムに満ちあふれています。人間は、このリズムに包まれると気分が和らぎ、快適感や安心感を得ることができます。

その3、緑という色。森の中は植物が放つさまざまな緑色であふれています。緑は人間にとって最も見やすい色であり、目に優しく、気持ちを落ち着かせてくれます。

その4、木の葉を通ったやわらかな日差し。太陽光にはカルシウムの吸収を促進するビタミンDを人間の体内に生成する働きがあり、日光浴をすることにより骨が丈夫になります。そのほかにも、気分を高揚させるホルモンの分泌をふやしたり、免疫力の増進や殺菌作用など、太陽光には健康を保つ上で大切な働きをたくさん持っています。森の中では、枝葉が適度な強さの太陽光をつくり出してくれます。

その5、マイナスイオン。マイナスイオンは副交感神経に作用し、体をリラックスさせ、細胞を活性化して疲労を回復させたり、さまざまな疾患に有効であると言われています。この要素などによって、森は子供たちにとって親しみやすい環境となっています。

次は、御嵩町の取り組みについて紹介させていただきます。

みたけの森は、環境モデル都市行動計画の一つである体験型環境教育の拠点づくりの場の一つです。環境教育や学習のフィールドとして、町内の小学校や保育園に利用していただいでい

ます。

今年度を例にとりますと、上之郷小学校の1年生は秋見つけとしてドングリ拾いに、御嵩小学校の3年生は春1回、秋は2回訪れ、秋1回目は、みたけの森名人さんへのインタビューを行った後、2回目は自作のクイズを持って2年生と一緒に来園し、植物の研究などを行っています。伏見小学校の4年生は、秋に環境マイスターの話を現地で聞いています。保育園は、上之郷保育園や御嵩保育園がピクニックなどを楽しんでいます。また、企業との協働による森づくり活動の一環で、森林整備の前後の開会式や昼食会場にも利用いただいております。

最後に、森のようちえんへの思いでございます。

森のようちえん全国ネットワーク連盟加盟団体の兵庫県西宮市の森のようちえん「さんぼみち」の紹介をさせていただきます。このホームページのQ&Aでは、Q（質問）として、保育について「危険はないですか」に対しまして、A（回答）は、危険はコントロールして対処しています。自然の中での活動に危険はつきものです。動植物や地形、天候、それだけではなく、道具やプログラムなど人為的な危険も存在します。実は似たような危険は実生活の中にも存在します。同じ地球の上なので、当然のことです。幼児期の子供たちの事故のけがの多くは、屋内でも起こっています。危ないから外へ出ないといっても、家の中にも危険はあります。大切なことは、子供たち自身がその危険を認識し、正しい対応ができるようになることです。そして、危険をできるだけ少なくし、冒険に出かけ、生きる力を身につけることです。そんな場が森のようちえんさんぼみちです。危険と冒険は異なります。さんぼみちでは、スタッフがある程度危険をコントロールし、幼児が主体的に活動するのにできるだけ安全な環境をつくり出し、子供たちはそこに身を置きます。そこは少し危険の要素が残った場所、小さな切り傷や打ち身はたくさんする場所、そして何より自然の中は予測不可能なことがたくさん起きる場所です。その予測不可能なことに対処していく中で、子供たちは生きていくために力を身につけます。そして、どんな環境でも遊ぶことを通して前向きに生きていくことを学ぶのです。私たちは、自然学校ネイチャーマジックとして10年以上、自然の中へ子供たちを連れていき、活動したプロです。危険を予知し、コントロールするリスクマネジメントトレーニングを積み、活動経験も豊富にあります。また、万が一に備えて、スタッフ全員が乳幼児に特化した救急法（小児メディックファーストエイド）のインストラクターとプロバイダーですと掲載されました。

私も、山や川で遊んだ世代です。生き生きとして森の中を子供たちが駆け回る姿は大変ほほ笑ましく、この子供たちがたくましく成長し、森や環境を守ってくれるような大人になってほしいと思っています。森のようちえんを主催する団体ごとに、それぞれ運営方針があると思います。子供たちを自然環境の中で育てるといふ、子育ての選択肢を広げる活動をしていただける

方々に敬意を表します。

それでは、質問について回答させていただきます。

1 番目の質問の、みたけの森で活動している森のようちえんこどもの庭を視察していただけますか。そして、みたけの森での活動を町民に知らせていただけませんかにつきましては、みたけの森を管理する立場として、いろいろな方々の意見を伺いながら、できるだけたくさんの方に楽しんでいただける施設としたいと思っていますので、ぜひ紹介をしていただきまして、福祉課とともに視察させていただけたら幸いです。

活動の広報につきましては、岐阜県林政部の恵みの森づくり推進課が発行している「岐阜県内森のようちえん&プレーパーク」にこどもの庭が紹介されておりますので、これを参考に効果的な広報を検討してまいります。

2 番目の質問の、新しく建設されるみたけの森の森林学習館を今後どのように活用しますかにつきましては、森林学習館は、南から男子トイレ、多目的トイレ、女子トイレ、展示スペース、管理人室の間取りで建築をしています。このうち展示スペースを利用して、ことしのみたけの森ささゆりまつりの当日に、環境保全促進事業助成金を活用いたしまして、環境学習会を計画しております。また、壁には野生希少生物等の写真パネルを展示するほか、パンフレットを印刷して設置して、みたけの森を訪れた方々の環境学習に役立てていこうと計画をしています。

図鑑を広げて親子ミーティングをする際には、壁に沿って幅 60 センチの棚を設けており、その中に可動機も収納します。これを活用していただきたいと思っています。トイレにつきましては、以前は和式便器で、便槽が目に入り、不快で恐怖心を抱いていたという声も聞いております。新しく快適なトイレが整備されましたので、もう一度訪れようとするリピーターの増加を期待しております。

3 番目の質問の、森林学習館にはAEDの設置はありますかにつきましては、厚生労働省のホームページに日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインというのがございました。

AEDの施設内での配置について考慮すべき事項といたしまして、目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くとも5分以内にAEDを装着できる体制が望まれると。現場から片道1分以内の密度で配置。また、設置が求められる施設として、効果的、効率的に活用するために、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多い、心停止のリスクがあるイベント、マラソンなどが行われるなど、心停止の発生頻度を考慮すべきと記載されています。

みたけの森入り口の駐車場の東側の広場であれば、森林学習館まで片道1分の時間内にたどり着くことは可能と考えますが、徒歩での移動時間として、奥にある秋葉ため池の東側の芝生

広場まで10分以上、ワニの橋と呼んでいたいている高原湿原の木道まで15分以上、お昼御飯を食べていただいているあずまやまで20分以上を要します。

朝日の塔や夕日の塔など、楽しんでいただけるポイントが数々ございます。70ヘクタールの広大な面積での配置計画、心停止の発生頻度を考慮し、現在のところ常設予定はありませんが、リスク回避の視点から、みたけの森ささゆりまつりのイベント時には、生涯学習課にAEDの借用申請をして本部に設置しております。みたけの森で活動される方々も、活動場所への携帯を検討されたいかがでしょうか。

4番目の質問の、北山に遠足に出かけ、水土里隊と交流できますかにつきましては、北山地域の森林学習拠点整備事業は、平成30年度予算の清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を活用いたしまして、町内外から山に人が入る機会を増大させていただくため、水土里隊の活動場所付近に自然観察や森林学習ができる拠点を整備する事業でございます。

交流につきまして水土里隊の隊長に確認をいたしましたところ、協力はいたします、ただし、北山の拠点一帯はみたけの森のような広い芝生広場とは異なり、木の切り株や小石、急な斜面などがあり、こどもの庭の対象者は3歳から6歳までの未就学の子供たちなので、その場所で子供たちが飛び回り、けがなどしないか大変心配だ、安全確保の観点から保護者の見守りをぜひお願いしたいとの回答をいただいております。

水土里隊の拠点につきましては、隊員が手づくりで整備しているエリアです。交流に当たっては、よく話し合ってから進めていきたいと思っております。

5番目の質問は民生部長が回答させていただきますが、議員からこどもの庭、森わらべ多治見園の活動写真や資料などを提供いただき、森のようちえんについてこの機会に勉強させていただきました。活動場所として町有林を利用いただけることは、町有林を管理している担当としては大変うれしいことでございます。今後もさまざまな情報提供をいただき、私からの回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、岡本議員の質問、森のようちえんについて理解を求めるについてお答えをさせていただきます。

私への質問は、新しく建てかえられる中保育園に森のようちえんの活動を取り入れ、自然体験のできる保育園という特色を出すことは移住定住促進にもつながると考えるが、森のようちえんの活動を検討材料の一つに加えていただけませんかでございます。

岡本議員からお話のありましたこどもの庭という森のようちえんは、定期的にみたけの森を活用されているということでございましたので、町内の公立3保育園と御嵩保育園、それからみたけ幼稚園の合わせて5園の平成28年度、29年度のみたけの森の活用状況を調べてみました。

まず上之郷保育園ですが、平成28年10月に全園児23名で屋外活動に活用しております。29年10月も同じように、全園児21名で屋外活動に活用をいたしました。御嵩保育園では、平成28年6月に年長29名が、同じく29年の6月ですが、年長22名がピクニックに行つて活用しております。中保育園と伏見保育園では活用がございませんでした。また、みたけ幼稚園ですが、みたけ幼稚園は以前、屋外活動でみたけの森も活用しておつたということでございますが、平成28年、29年度は活用がなかったということでございました。町内の保育園、幼稚園の一部が屋外活動やピクニックなどに活用しているのが現状ということでございました。

次に、現在、森のようちえんの活動はどんな形態が行われているのかということ調べてみますと、頻度も形態も多種多様ということがわかりました。頻度で言えば、1つ目に、平日の毎日行っている。2つ目、週の3日から4日程度行っている。それから3つ目で、週の1回から月1回程度、ばらばらですが、開催しておるとのこと。それから4つ目で、週末イベント型といったような形で、4つに分類されるのかなというふうに思っております。形態で言えば、1番目で預かり型、2番目に自主保育型、3番目で、1番目と2番目のいわゆるハイブリッド型というもの、それから4番目が既存園の自然体験型、5番目で親子参加型の5つに分類されておるようでございます。

また、森のようちえんの大きな特徴といたしまして、1つ目に、自然の中で過ごすこと、2つ目に、子供の自主性を尊重した保育を行うということの2点があるようでございます。

さらに、運営主の状況を調べてみますと、自主保育もあれば、NPOが運営しているもの、それから既成の幼稚園、保育園が活動の一部として取り入れるケースもあるようでございます。いろんな形態があるんだなということもわかりました。

さまざまな形態がある中で、御嵩町としてすぐに取り入れることができるかどうかにつきましては、難しいなというふうに考えております。先ほど紹介いたしましたように、御嵩町内の保育園、幼稚園の一部が、年に1回、みたけの森を活用しているというのが現状でございます。議員のおっしゃっておられる森のようちえんの活動が幼児の保育、それから子育てにどれだけ有効なのか、またそれを希望する親さんたちはどれぐらいいらっしゃるのか、データ的には何もございません。まず、先ほど紹介いたしました各園のみたけの森での園外活動を実施することや、あるいはやっているところにつきましては回数をふやしていくということでまずは対応していきたいというふうに思っております。これを重ねていきながら、いま一度、森のようち

えんについて研究し、御嵩町としてどのように森のようちえんの活動を取り入れ、実践していくことがいいのかどうかということを検討していきたいというふうに思っております。

現在、中保育園の建てかえに向けて検討している状況でございますが、検討するに当たっての前提条件は、中保育園は民営化をするということでございます。そのため、新しい保育園に森のようちえんの活動を取り入れていくかどうかにつきましては、今後運営を託すこととなる運営事業者との協議によるというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

先ほどの2つ目の質問の森林学習棟での活用ですけれども、森林学習館という名前になっているわけですね。先ほどの御答弁ですと、展示スペースがあり、環境学習会を計画していると。そして壁にはパネルを展示、パンフレットとかも置いていただけるということなんですが、この学習館ですけれども、ネイチャーセンターとまではいかないまでも、ネイチャーセンターですと、やはり常時、自然観察指導員がいるとか、そういうことになるわけですが、そこまではいなくても、自然観察、森林学習館と言うからには、一度張ったパネルが何年も同じパネルが張ってあるとか、そういうことではなく、やはり四季折々のみたけの森の自然がわかるような展示に工夫に加えていただけたらとか、それから、台があって可動式の机があるということなんですが、やっぱり子供たちの環境学習の拠点にもなる場所ですので、例えばリスが松ぼっくりを食べた後のエビフライのような形をしたものとかが展示してあるとか、葉っぱをいろいろ楽しく比べられるような何か工夫があるとか、そんなようなこともこれからぜひ考えていただきたいと思いますと思いますが、その点についてはいかがでしょうかというのが1点です。

それからAEDですが、ささゆりまつりのときは持ってきてということなんですけれども、このあたりでAEDはB&Gにあるということだそうです。それで、確かに5分以内でということになると難しいかもしれませんが、そこで散歩といいますか、ウォーキングといいますか、歩かれる方も結構いらっしゃるの、大人の方であそこをフィールドに散歩される方も結構見受けられると思いますので、今後、AEDの設置を考えていただけたらと思います。なので、これは要望ですね。

それから今度、保育園のほうですけれども、今後研究して検討していただくというこ

となんです、やはり私立にしても町立にしても、保育園でこういう活動をしようと思うと、資金的な、例えば送迎だとか、それから人の、やっぱり見守る人たちも大勢要ると思うんです。なので、こういったことに例えば今後県の助成金がつくとか、そういうことであればもうちょっとハードルが下がるのかなとは思いますが、その辺の見解がもしあれば教えてください。

ということで2点ですね、森林学習館の件と保育園の件で2点、お願いいたします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

それでは私から、森林学習館とAEDについて初めに答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたネイチャーセンターという定義がございますが、これにつきましては基本的に自然と環境について学習をするために設計されたビジターセンターということで、大きな公園等には入り口にそういうのがあって、案内人というか、インタープリター・センターというような形で案内人も見えていろいろ案内されるということでございますが、今回の展示スペースにつきましては、大きさは12畳ということで、あと無人であるということでございますので、展示を觀賞していただき、みたけの森を周遊するヒントをそれぞれが感じていただけるような場にしたいというふうに考えております。

パネルの件でございますが、基本的にパネルにつきましては、今考えておりますのは、平成26年に教育委員会がみたけの森に詳しい方々に調査を依頼いたしました「みたけの森植物ガイド」というのがございますので、そのガイドから湿原に生きる植物、ササユリ、春から夏、夏から秋、秋から冬というような季節ごとの代表的な花や植物を、次の季節に来たときにこんな花があるのではないかとということで、また訪れるような、機運を高めるような展示の仕方としたいと思います。一度は、予算上25枚程度の予算が組んでありますので、これを全部作成いたしまして、最初のお披露目のときには全部飾るような形にしますが、それを入れかえたような形でローテーションしながらまずは進めてみたいというふうに思っております。あと、みたけの森の紹介だけではなくて、御嵩町のイベントとかそういうのも、よその市町村からたくさんの方が訪れますので、この機会に展示できたらと思っております。

あと、松ぼっくり等の展示につきましては、管理人室はございますが、皆さん作業に出かけられますので、余り高価なものを置くといろんな観点から難しいかなと思いますので、枯れてそういう、少し、なくなってもいいような形のものです、皆さんが楽しんでいただけるようなものをちょっと検討しながら、様子を見ながら、せっかく棚がございますので、そういうのを十分活用していきたいと思っております。

2つ目のAEDにつきましては、先ほど少しガイドライン等を示させていただきましたが、

今後の課題とさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回、岡本議員のほうから森のようちえんについて御質問いただきまして、勉強もさせていただきましたので、先ほど検討・研究していくというお話をさせていただきましたけれども、県の助成金の活用につきましてもあわせて検討・研究していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

この間、まちづくり会社の設立に向けての交流会に参加したときに、集まった方々の中から、森の保育園、幼稚園じゃなくて、森の保育園をやりたいとか、それから御嵩町でプレーパークをやりたいという提案がありまして、プレーパークというのは、幼児でも、それから小学生たちが森の中でターザンごっこをしたり、泥んこ遊びをしたり、木の上でツリーハウスというちょっとした小屋みたいなのをつくって遊んだりとか、そういうような子供たちが自然の中で遊べる場をつくって遊び場とするという、そういうことをやってみたいという提案も上がっていましたけれども、そんな中で、今後、町有林をフィールドとして使いたいという提案があるやもしれませんので、今回、部長のほうから大変前向きな御答弁やら協力していきたいという御答弁もありましたので、今後ともまたそういう提案があったときはよろしく申し上げます。そして、現場も見ただけのことなので、今後、プレーパーク、森の保育園など相談があれば、また相談に乗っていただきたいと思っております。

私は、今回のこの森のようちえんを質問するに当たりまして、美濃加茂市の農林課へちょっと話を聞きに行きまわりました。そのときに、農林課の女性の係長ですけれども、美濃加茂市では、市民の方から森のようちえんのフィールドとして美濃加茂市の森をどこか使えるところはないかという提案を受けたときに、どこもなかった、市民の方に貸す森がなくて本当に悔しい思いをしましたと。そのために、私は今、私有林ですね、みんな民有地なので、そこをきれいに間伐とか、そういうことを一生懸命やりながら所有者の人たちと協力してそこをきれいにした後、みんなに使ってもらえるようなということで今頑張っていますということで、大変

情熱を持って農林課で仕事をしておられまして、最初に言われたのが、御嵩町さんはいいですね、町有林がたくさんあって、企業の森もあってということをおっしゃいました。本当に今後これは非常に期待できる分野ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの一般質問は終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

それでは、町長の施政方針に対する質問を1点させていただきます。

亜炭鉱跡防災対策事業についてであります。

2月6日に開催されました第1回臨時会で、平成29年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業あゆみ館防災工事の工事請負契約の締結を議決したところでありますけれども、この議決において、あゆみ館において流動化処理工法による実証試験を実施するという事になったわけです。

この流動化処理工法については、平成24年11月26日から12月18日にかけて、流動化処理工法研究機構の中部支部代表の徳倉建設株式会社の提案で、比衣地内の民有地で予防充填の実証実験が行われています。

今回、町長は施政方針の中で、流動化処理工法の実証試験に取り組みましたが、新たな方法として実用に臨むには課題を残す結果となっていましたと述べられていますが、どのような課題が残っていましたかというのが1点目です。

もう一つは、町長が平成24年第4回定例会冒頭挨拶、そして25年の第1回定例会町長施政方針においても、その施工後1年間程度の期間を、安全性の確認のため、周辺の土壌や水質へどのような影響があるのかモニタリングを行いますと述べられておまして、その結果についてはどのようなものであったのかということをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

元自然児の私がお答えをいたします。私の顔にある傷というのは自然児の名残ですので、大人になってけんかしたわけではございません。いろいろけがをしました。今思うと、あのころの母親は強かったなということを思っています。腹が据わっていたと。仮に私が命を落とした

としても、多分、泣きながらでも、自分の責任にしたんだろうなということを感じつつ、今の質問をお聞きしておりました。

さて岡本議員の質問は、流動化処理工法についてでありますので、答えさせていただきたいと思えます。2点であります。

まず流動化処理工法について、実験に至った経緯というものもありますので、それを説明させていただきますと、これは御嵩町が、トンネルなどを掘るときにシールド工法から出るどろどろのものなんです、この形状がほぼ地下充填に使っているものと同じだということを知りました。その後、いろんな処理がされているという部分を研究しまして、やっ行き当たったのがこの流動化処理工法であります。

徳倉建設というところに一度話を聞いてもらいに行きました。徳倉建設というところも、これが地下充填に使えるということは全く想定していなかったという状態でありましたので、ある意味、御嵩町側から提案をさせていただいたというようなことになります。プラントも見させていただきましたんですが、これは公共事業の建設発生土をどろどろにして流し込むと。ただ、その技術というのは、セメントが流れてしまうとか、水だけが流れていってしまうのではなくて、30 ミリ、40 ミリの石も含めて流すことができ、自然に流せば水と同じように高さも均一になるというすぐれものであったということがわかりました。徳倉のほうでもこれを研究されて、地下充填に使えるということを確認された。提案としては、調査坑の中で調査したい、一度実験がしたいというお話でありましたので、御嵩町としてはどうぞということになった、そんないきさつであります。

当時の利用というのは、ビルの基礎の埋め戻しに使っていたと。そうすると、1カ所から流し込めば、基礎、床掘りした深い土の部分が全部それで埋まりますので、余り苦にならないとか、非常に作業としては楽だったと。ビルですと隣同士も近いので、なかなか埋め戻しに土を入れるわけにいかないもんですから、ああした流動化処理を使うことによって基礎の床掘りの部分を全て埋めることができるということで、むしろ都会で使っていたというのがこの流動化処理工法であります。

また、この材料というのは歩どまりがきちんとしていて。つまり、入れた量に対して収縮する率が非常に少ないと。ほとんど、目で見えて満タンになったなという状態で固まったとしても、そのまま満タンでいると。通常、コンクリートなどでもちよっと縮みますので、そういう現象が起きづらいというすぐれものでもございました。ということから実験をしていただいたと。

ただ、流動化ですので、流すことが目標ですから、とまらないというのが現状でありました。それで実験の場では、型板で組んだ中に、トンネルの中、空洞の中で作業をして入れたという

ことになりますので、実際には空洞を見ずして充填したわけではないということでもあります。結果的に言えば、結果は成功でもあったわけですが、ではそれは水ガラスを使うことなく端部に使えるのかといえば、流れていってしまいますので、問題として言えば、これを固く練った状態で壁ができるかということが問題になっていたということでもあります。

そしてもう一点問題であったのは、経験がないと。これは行政が実は悪いと思っています。国、県、町もそうでありますけれど、今まで施工したことのない、施工経験のない事業者というのは、ほとんど仕事がさせてもらえないんですね。民間で積み重ねてこいという話ですけれど、地下充填なんていうのは民間がやるはずがないわけですので、永遠に経験はできないというのがこの業者の一番の弱点になってしまうということでありました。私はそれは、端部ができれば、御嵩町から働きかけてでも、少しでも安くなるのであればいいんじゃないかということから、研究成果としての報告をしつつ、可能性を模索したということでもあります。私の本当に目指すところは、一円でも安くやりたいということでもあります。1円安くやれば、全体でいけば立米で少しでも余分に埋めることができますので、同じ金額をどうボリュームを上げて埋めるかというのが御嵩町の課題になっているというふうに思いますので、安全という絶対条件がありますけれど、それをクリアするのであれば、私は一円でも安いところに仕事をしていただきたいというのが思いであります。そういう意味で、実験に同意をし、徳倉建設側が実験をしたということになります。

その後、この工法については、国土交通省、多治見国道砂防事務所が御嵩の21号線、比衣地区の地下充填に、やっとなら端部もできるという技術になってまいりましたので、地下充填に使ったと。結果で言えば、それは失敗だったと言う人もありますけれど、基本的には水ガラスを入れた端部充填とほぼ同じ状態である中が満タンになっているということが施工後のボーリング調査ではっきりとわかっておりますので、結果的に言えば成功しているという状況であります。

これで晴れて、公共事業でも成功させているわけですので、御嵩町としてもこの流動化処理工法において地下充填をするということが可能になったと考え、中公民館の地下に空洞があれば、わかりやすいところですので、そこで実験がしたいと、試験的に地下充填をしたいという思いを持っておりましたけれど、中公民館の地下には空洞がなかったということでもありますので、公共施設の下になるあゆみ館の地下に流動化処理において地下充填をしようと、そう決断をしたところでもあります。

やってみなければわからないという状態ではありませんので、試験というより、本工事と考えていただいても結構かと思います。当然、工事終了後にはボーリング調査をしますので、その結果は、今までと同様、端部充填と同じような検査をした上で報告がされるものと考えてお

ります。

そして2つ目の質問であります。いわゆる浸出水、水の安全がどうなのかということであり
ます。

当然この実験をしたいと申し込みがあったときに、少なくとも水の質の変化というのは出て
くるかもしれないということで、担当者に指示をしまして、まず周辺の井戸水について、飲料
水に使っている井戸水か否かを調べろと。その後、結果的には飲料水に使っている井戸は一つ
もなかったんでありますけれど、なら今の状態で水をいただいてこいと。工事のほうの協力依
頼ということもしなければいけないんですが、水をいただいてきて、それを事前に分析してお
いたということになります。工事後、その井戸については2カ所の選択をさせていただいた。
もう一カ所は、いわゆる地下空洞の中、あそこは水がいっぱいありますので、そのたまり水を
分析しておくようにということで、地下充填後、空洞の中でたまっているたまり水は毎日その
変化を調査していきました。そして井戸についても、実験終了後、毎月、半年間調査をし、そ
の後、最終的に、その次の半年、これは半年後でありますけれど、ちょうど1年後に調査をさ
せていただいたと。

その結果、その実験をしたことによって水質が変わったという数値は何一つ出てこなかった。
通常の水質を調べる際の10項目プラス六価クロムについて調査をしております。やはりこう
いう数値というのは、安定したものもあれば、上がったり下がったりということもありますけ
れど、それが直ちに地下充填をしたことによって変化が出たとは言えないということでありま
す。物によっては、実験後、低くなった数値も出てきていますので、ふえたり減ったり、雨の
かげんもあるでしょうし、いろんな状況が考えられますが、いずれも基準値内での若干の変動
があるだけで、それは自然の変動と同じだという結論に達しておりますので、この流動化処理
工法の安全性についても何ら疑問を持つこともないという結果も出ておりますので、今回、あ
ゆみ館を一带とした地下充填に対してこの工法を使い、皆さんには安全性の確保をしていただ
きたいと、このように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

[11 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

周辺の井戸水、それから地下空洞のたまり水の調査においても、非常にきちんとした調査を
していただいたようで安心をいたしました。

これはちょっと1つ、今回質問して思ったんですけれども、町長がこうやって言われて、施

政方針に対する質問をしてそういうお言葉をいただいたんですが、あゆみ館の工事を臨時議会で議決するとき、そういう説明をしていただけるとよかったのかなど。議会もそういうことを確認しなかったということはあるんですが、ということをおもいました。しかし、安全であるということ、どういった課題が残っていたのかなどというのは議員の多くのみんなが感じていたことなので、今回確認できてよかったと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、2点について質問をさせていただきます。

1点目に、児童・生徒の命を守る施策についてでございます。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告をされております。また過去においては、役場内においてもこのような事例もございました。

消防庁によりますと、日本では119番通報をしてから救急車が到着するまで平均8.5分、命を救える可能性は心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下をしますが、救急隊を待つ間に居合わせた人が処置を行うことによって救命率は大幅に向上します。AEDを使用した場合は1カ月後の生存率は53.3%、AEDを使用しなかった場合の11.3%に比べると、約4.1倍高くなっています。さらに、1カ月後の社会復帰率はAEDを使用した場合は45.4%であり、使用しなかった場合の6.9%と比べ、約6.6倍高くなっています。

毎年7万人にも及ぶ方が心臓突然死で亡くなっている中で、学校においても毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生をしております。その中には、AEDが活用されていれば救えたという事例も複数報告をされております。

2011年9月、さいたま市の小学校6年生の女子児童が駅伝の練習中に倒れ、保健室に運ば

れました。教員は呼吸があると判断をし、心肺蘇生やAED装着が行われませんでした。11分後に救急隊が到着したときには心肺停止状態となっていました。呼吸があるように見えたのは、心肺停止後に起きる死戦期呼吸の可能性があったということです。このような事故を繰り返さないために、さいたま市教育委員会は教員研修のためのわかりやすいテキストを作成しました。緊急事態に最善の行動がとれるよう、小学5年生から毎年繰り返し心肺蘇生法の実習を行っているということでもあります。

突然の心停止から救える命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。

平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当てを適切に行うことによって障害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記をされております。またその解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにすると明記をされております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28.0%、高校でも27.1%と、非常に低い現状にあります。

そこでお伺いいたします。

御嵩町においても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及・推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

また、小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みも含め、御答弁をお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

大沢議員の御質問の2点についてお答えいたします。

初めに1点目の、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及・推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境

を構築することは喫緊の課題だと考えますが、いかがでしょうか、教育長の見解をについてお答えいたします。

大沢議員の御質問の基盤となっている平成24年4月10日、日本臨床救急医学会等による文部科学大臣への提言、学校での心肺蘇生教育の普及に向けての提言、さらに平成27年9月30日、日本臨床救急医学会等による文部科学大臣への提言、学校での心肺蘇生教育の普及並びに突然死ゼロを目指した危機管理体制整備の提言の内容は、本当に重要であり、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築する上で喫緊な課題だと認識しております。

学校への心肺蘇生教育導入によって期待される効果として、先ほど紹介しました平成24年の提言では次の3点が述べられています。1. 命を助ける行動を学ぶことを通じて、互助の精神、命を大事にする心、人を思いやる心を育むことができる。2. 学校の安全管理につながり、子供の命を守ることができる。3. 将来、日本を背負って立つ人材の全てがAEDを含む心肺蘇生、応急手当を行うことができるようになり、心停止例の救命率向上、災害時の地域の救急対応能力の向上につながる。以上の3点からも、期待される効果は本当に大きなものがあります。

次に2点目の、小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みについてです。

初めに、現在の中学校の取り組みについてお話しいたします。

中学校においては、現行学習指導要領保健体育の保健分野の内容で、応急手当を適切に行うことによって障害の悪化を防止することができること、また応急手当には心肺蘇生等があることと示され、中学校学習指導要領解説保健体育編には、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにする。なお、必要に応じてAED（自動体外式除細動器）にも触れるようにするとあります。生徒が使用している教科書の東京書籍新編「新しい保健体育」では、6ページにわたって図や写真等で詳しく説明され、わかりやすく学習できるようになっています。

現在の御嵩町の中学校では、現行学習指導要領に基づき、ダミーやAEDを実際に活用しながら心肺蘇生教育に取り組んでいるところであります。中学校の新学習指導要領解説保健体育編においても、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにする。その際、必要に応じて医師や医療機関などへの連絡を行うことについても触れるようにする。応急手当の実際、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、

実習を通して応急手当ができるようにするとあります。今までより、さらに実習を大切にしたい指導となっております。

次に、現在の小学校の取り組みについてお話しいたします。

小学校においては、防災教育に力を入れている小学校では積極的に心肺蘇生教育に取り組んでいますが、他の小学校では積極的には取り組んでいません。小学校での心肺蘇生教育の普及が難しい大きな理由の一つは、現行学習指導要領に心肺蘇生に関する明確な記述がされていないからであります。現在、児童が使用する教科書の東京書籍新編5・6年「新しい保健」では、けがの手当ての欄外に豆知識のコーナーとして、AEDは停止した心臓に電気ショックを与え、心臓の働きを正常に戻すための医療機器です。特別な免許などがなくても使い方がわかるように工夫されており、学校や駅などの公共施設を中心に設置が進んでいますと説明されているだけであります。

小学校の新学習指導要領にも、心肺蘇生に関する明確な記述がされていません。これは1. 授業時間の確保が難しい、2. 資機材が不足しているし有用な教材がない、3. 教師に心肺蘇生教育の指導経験が少ないといった問題があるからだと言われております。しかし、御嵩町教育委員会としては、小学校においては、AEDの機能の理解、設置場所の確認をさせるとともに、重大事故発生時には近くの人に知らせるなど、応急手当を手伝うことができるように指導を徹底していきたいと考えております。

御嵩町の小・中学校は、各校2台のAEDを導入し、体育館と玄関または職員室に設置し、設置がわかるように表示を明確にしております。教職員のAED講習は毎年6月に実施し、夏休みのプールがある学校ではPTAのAED講習も実施しています。また、7月には教育委員会主催のAED講習会も実施し、全ての教職員が1年に1度はAEDの講習を受けるよう指導しております。

以上で、学校での心肺蘇生教育の普及・推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についての答弁を終わります。今後とも児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築するために、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

2点ほどお聞きしたいんですけども、今、中学校においては、実質的にダミーを使ったような、救命講習のような形でAEDに触れるようなことを実施しているということですけども、中学校では何年生のときとというか、毎年やっぺらっしゃるのか、何年生で何回やっぺ

いらっしゃるのかということをお聞きしたいのと、そのときの指導をされるのは消防署のほうなのか先生なのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、小学校のほうにおいては、やはり指導要領にはまだ明確にはないという形ですので、実質的には、上之郷小学校ですか、防災教育の観点から救命的なことの講習を受けていらっしゃるということですので、一応、御嵩町の同じ小学校であります、一部の学校だけでそういったことが実施されている、ほかの学校ではされていないということになりますので、できれば本当はほかの学校においても同じような形で実施をしていただけるとありがたいと思いますので、先生には実施を、全ての先生がAED講習を受けるように指導しているとおっしゃられましたけれども、指導しているだけで、実際、全員の先生の方が受けていらっしゃるかどうかを確認したいと思います。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

まず中学校でございますが、教材としては2年生の教材に入っておりますので、2年生になりますと、消防のほうからとか、日赤のほうとか、それぞれ講習を要請しながら実施しておりますところでございます。

小学校においては、先ほど言われたように、上之郷小学校が防災キャンプの日にきちんと全てをダミーからAEDから使っているということで、非常に子供でもわかりやすい状況になっております。確かに全ての小学校で実施できるように、特に5年・6年になったら位置づけていきたいということは、これは本当に思っているところでございます。

先生方の実施につきましては、小学校のように、プール指導を全て行うところは確実にやっております。中学校においては、そこまでいきますと、体育教師を基本にやっているわけでございますけれども、実質全て、部活動もやっているわけですから、全員の先生がきちんと年1回行うように指導しているところございまして、やっていない先生については7月の教育委員会主催のときに必ず出るよう指導していきたいことを思っています。以上でございます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ちょっとこれからの課題もあると思われまして、先ほどちょっと例で紹介しましたさいたま市の小学校の女子児童の例からいたしましても、やはりこういった例が起きれば、さいたま市の

教育委員会も早急に先生に対する指導、マニュアル、テキストをつくって今は実際きちんとやっているという形をとられておりますので、本当にこういった命がなくなってから行うのではなく、やはりそれを防止するための施策は大変重要だと思いますので、これからもしっかりと検討していただくようよろしくお願いいたします。

1 番目の質問は終わります。

次に2 点目の、食品ロスの削減についてお伺いをいたします。

今、世界で約8 億人の人々が栄養不足状態にある中で、「もったいない」という言葉の発祥地である日本が次のような状態であることを一人一人が考え直さなければならないときであります。農林水産省によりますと、日本では年間2,797 万トンの食品廃棄物が発生をしており、このうちの632 万トンが食品ロスと推計をされております。食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。

既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。美濃加茂市や長野県の松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30 分と終了前の10 分は自席で食事を楽しむ3010 運動というのを進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが立ち上がっております。岐阜県では、大垣市のほうにもフードバンクが存在するようでございます。

国連は、2030 年までに世界全体の1 人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。食品ロスの削減は、事業者、消費者、行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生活物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時のCO₂ 削減による環境負荷の軽減につながっていきます。さらに、未利用食品の有効活用は食品ロスのみならず、生活困窮者などの支援にも資するものであります。

そこで、本町においても、学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、いかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

また、岐阜県においては、平成30 年度の予算に岐阜食べ切り運動推進事業費を新規で計上しております。家庭における食品在庫の適切な管理や、食材の有効利用の取り組みを初め、飲食店などにおける飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると思いますので、当局の御見解をお伺いいたします。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

大沢議員の御質問の1点目の、学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、御見解についてお答えいたします。

政府広報オンラインの資料では、日本国内における年間の食品廃棄量は食糧消費全体の3割に当たる約2,800万トン、このうち売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられるはずのいわゆる食品ロスは約632万トンとされています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量、平成26年で年間約320万トンを大きく上回る量です。また、日本人1人あたりに換算すると、お茶わん約1杯分、約136グラムの食べ物が毎日捨てられている計算となります。日本の食料自給率は平成27年度で39%、大半を輸入に頼っていますが、その一方で、食べられる食料を大量に捨てているという現実があるのです。食品ロスを減らすために、食べ物をもっと無駄なく大切に消費していくことは本当に重要なことでもあります。

食品ロス削減に向けた文部科学省の取り組みの基本は、感謝の心であります。平成22年3月文部科学省が出した食に関する指導の手引には、感謝の心とは、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝の心を持つものとして、指導内容として次の5点を示しています。

1. 食生活は、生産者を初め多くの人々の苦労や努力に支えられていること。
2. 食糧の生産は、全て自然の恩恵の上に成り立っていること。
3. 食という行為は、動植物の命を受け継ぐことであること。
4. 食事の挨拶は、食に関しての感謝の気持ちの表現であること。
5. 感謝の気持ちのあらわれとして、残さず食べたり、無駄なく調理したりすること。

以上の点を踏まえ、学校給食から発生する食品ロス削減について、御嵩町学校給食センターの取り組みを大きく3点にまとめて紹介いたします。

1点目は、発生抑制の取り組みです。

調理残渣を削減するため、例えば御嵩町でとれたカブなどは葉も刻んで使用をしています。業者からの野菜の納入は、できるだけ不可食部分を除いた形での納入をお願いしています。そして、おいしい給食の提供にこだわり、だしは天然のものを使っています。みそ汁には煮干しを、吸い物にはかつおぶしなど、基本的になるべく手づくりの味を追求し、おいしいから残らない給食づくりを心がけています。焼き物も、焼きかげんに気をつけて丁寧に焼いております。

さらに、学校給食摂取基準に基づいて、学年ごとの配食量を変え、残量が少なくなるようにしています。平成26年4月より学校給食摂取基準が一部改正され、同学年の生徒であっても、身長、体重、運動量により、個に応じた栄養管理をしていくことが求められました。中学校では、男女差や成長差に合わせた食事の量や内容の指導をしています。

今年度11月に実施した残量調査の結果では、主食は小学校4%以下、中学校3%以下、副食は小学校2%以下、中学校1%以下で、大変良好であります。

2点目は、食育の取り組みです。

給食指導を行う際に、地産地消の取り組みなどとあわせて、食べ物の命をいただくことへの感謝から、残さず給食をいただくことへの教育として次の7項目を重視しています。

1. 給食を通して食に関する指導の推進。経済の発展と生活の合理化により、児童・生徒の日常生活の中で食事に関して変化が生じてきています。そこで、学校給食を通し、正しい知識と望ましい食習慣を養うため、学校と連携して食に関する指導を行っています。

2. 教科、学級活動における指導。児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理と給食活動の中で豊かな心を育成し、社会性を涵養していくために、栄養教諭による食に関する指導を行っています。

3. PTAと連携をした取り組み。家庭での食生活、食事時間、回数の習慣、食事内容など望ましい姿について、PTAと連携しながら、啓発に積極的に取り組んでいます。

4. 試食会、施設見学の推進。PTAなどの試食会や施設見学を積極的に受け入れ、学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センターの役割について広く理解していただくように努めています。

5. 家庭への啓発活動。献立表や食育だよりなどの広報紙を通して、家庭への啓発活動を推進しています。また、食生活改善グループ、生活学校等の組織・団体と連携して、学校給食の重要性や家庭における望ましい食生活のあり方について啓発活動を進めています。

6. 地産地消事業の推進。地場産野菜等を年間を通して計画的に活用するため、生産者との調整会議を毎月開催し、食材の確保に努めています。

最後、7. 児童・生徒とのふれあい給食会。年1回、各学校の給食時間に、生産者、調理者、町長等とのふれあい給食会を実施し、感謝の心や郷土に対する愛着等を深めています。

3点目は、環境教育の取り組みです。

環境モデル都市御嵩町として、ISO14001に準じた取り組みを行っています。環境に優しい学校給食を目指して、牛乳パックなどの資源のリサイクルとともに、生ごみ処理機を活用した給食残渣の堆肥・減量化に取り組んでいます。

以上のように、御嵩町学校給食センターを核として、学校給食や食育、環境教育などを通して、感謝の心を大切にしながら、食品ロス削減に取り組んでいるところであります。

ところで、政府広報オンラインの資料では、食品ロスの約半数は家庭からということです。家庭への啓発活動については、さらに重視していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。今後とも食品ロス削減の取り組みへの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の質問、食品ロス削減についてお答えをいたします。

私への質問は、町民、事業者が一体となった食べ切り運動の推進についての見解を伺うであります。

まず食品ロス削減とは、議員御指摘のとおり、食べられる状態なのに捨てられる食品、これの発生を減らしていくということでございます。先ほどの教育長の答弁にもありましたが、食品ロスは632万トンと言われております。発展途上国などで食糧不足、飢餓が問題となり、今後も世界人口がふえ続ける現状から食糧不足はさらに深刻な問題となる一方、我が国ではまだ食べられる食料が廃棄されている食品ロスの解消が課題とされております。また、単に食糧問題だけではなく、発生する食品廃棄物の処理経費の問題、関連して食品製造、ごみ処理エネルギーに伴う地球温暖化の問題など、さまざまな背景を有しております。

国内でも、これらの問題を受け、食品ロス削減と食品廃棄物リサイクルをテーマに、食品関連事業者を中心に自治体も含め、さまざまな取り組みが行われております。本町においては、平成28年度に改定いたしました第2次一般廃棄物処理基本計画において、ごみにしない暮らしを誇りにするまちを将来像に掲げ、発生抑制、資源化、適正処理を基本方針のもと、目標達成のための施策として可燃ごみの削減、事業系ごみの抑制があり、その中に生ごみの減量方法や食品リサイクルに対する調査・研究をするとうたっております。

昨年11月に実施いたしました可燃ごみ組成調査におきまして、サンプリングでとりました可燃ごみ460.77キログラムのうち199.32キログラムが生ごみでありました。組成率で言うと43.26%、可燃ごみのうち約4割が生ごみであるとの結果が出ております。

食品廃棄物については、肥料化、堆肥化、燃料化などによる食品リサイクルのごみ減量対策として取り組んでおり、家庭での取り組みを支援するボカシやコンポスト購入補助、それから堆肥化の取り組みなどを実施しており、先般も廃棄物減量審議会でラスパ御嵩の事業所食品廃棄物の堆肥化システムについても勉強してまいりました。

食品廃棄物リサイクルは事業者を中心に普及してきましたが、発生を未然に防ぐ食品ロス削減の取り組みに関しましては全国的にもまだまだのようございまして、外食産業や一般家庭が今後の焦点とされており、議員御指摘の家庭における食品在庫の適正な管理や食品の有効活用の取り組み、飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民・事業者一体の食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると認識しております。

御嵩町においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスなどを減らすことがごみ減量につながるるとともに、食糧浪費の削減にもなるため、食品ロス削減についての意識を高めるた

め、町内事業所や町民の方々に啓発を行っていきたいと思っております。

議員御案内の岐阜食べ切り運動推進事業については、岐阜県が平成 30 年度予算要求した新規事業で、要求額 147 万円の事業となっております。事業の趣旨は食品ロスの削減を目的としており、県民に対する効果的な啓発の必要性を認識し、家庭ごみを含む一般廃棄物を所管する市町村やNPO法人などの民間団体、企業等とも連携した継続的な取り組みを実施するものとしております。計画では、岐阜食べ切り運動協力店の登録制度普及のために、旅館やホテル、外食店舗などに対して運動推進の講演会を実施するもので、まずは飛騨高山の旅館業組合との連携を考えておるということをございました。

当町といたしましても、先ほども申しましたが、食品ロスを減らすことがごみ減量につながることから、食品ロス削減についての意識を高めるため、町内事業者、町民等に啓発を行っていきたいと思っております。今後は削減に関する啓発活動として、町のホームページや広報「みたけ」など各種広報媒体の活用や、環境フェアなど各種イベントで展示啓発などPR活動を推進していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

詳細にわたる御答弁ありがとうございます。

学校におきましては、いろいろな形で食育の取り組みをしていただいておりますので、子供たちは本当に感謝の思いで毎回給食をいただいていると思います。残渣の量の少なさにちょっと驚いたぐらい食べ残しがないということでもありますので、とてもいい傾向だと思います。それで、学校のほうのいろいろな取り組みは本当に細かくお話ししていただきましたので、今後とも持続されることを期待しております。

また、民生部長のほうの御答弁にありましたように、いろんな形でこれから、半分以上が家庭のごみということでございますので、家庭のほうに行っちゃっているということで、そういった方への教育といいますか啓発、周知といいますか、そういったことで個人個人の取り組みがこれからの環境を守ることに繋がっていくということでございますので、今後もいろいろな対策の取り組みに期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時からということにします。

午前11時29分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに提出してあります御嵩のまちなかづくりについて何点かお伺いします。

願興寺の今後について、そしてまた2つ目には、観光基本計画推進に向けたスタートの取り組み状況について、町長と総務部長に答弁を求めます。

今回、私がいつも質問するまちづくりについてではなく、あえてまちなかづくりとしましたのは、この新年度よりいろいろな面で新たな御嵩町のまちづくり、特に新庁舎建設、願興寺本堂の修理、そして本年度よりスタートした観光基本計画を推進するための地域まちづくり会社「てらす」による観光事業全般の中間支援など、名鉄御嵩駅を中心としたまちなかづくりが平成20年から始まった地域再生構想による宿場まちづくりに続く大きな基点になると考えているからであります。その意味から考えましても、私の議員としての任期もあと1年半を切りましたが、御嵩町の将来を見据え、大切な、そして大変な1年半の議員生活になります。また、町民としての行動の参考にするものでありますので、まとまりのない所信、考えを示すものでありますが、真摯に受けとめていただき、答弁をお願いいたします。

まず初めに、願興寺について何点かお伺いします。

先ほども伏屋議員が願興寺について質問されたわけではありますが、本年4月から本格的に目に見える形で本堂の保存修理が始まります。重要文化財としての願興寺本堂の修理に対して積極的に町長の背中を押した一人として、工事開始は素直に喜びを感じていますし、同時に、国や県、そして本町から受ける補助金外の事業主体負担分を数多くの方の御支援をいただけるよう、修理保存会の皆さんとともに、議員としましても、また町民の一人としても熱意を持って協力していく思いであります。

この事業を始めるとき、私も含めてではありますが、それぞれの立場の方がそれぞれに願興寺の今後とといいますか、未来を考えたと思います。宗教法人としてのお寺の今後、文化財としての御嵩の宝物の今後、私たちは後者の御嵩の文化財、宝物として物心両面で協力していくわ

けでありますけれども、そのとき同じように、町長も事あるときの発言に、願興寺の未来はお寺だけが考えるのではなく、町民全体で考えていかなければならない、御嵩町の宝としてどのように生かしていくのか今後みんなで知恵を出し合おうとおっしゃっております。いよいよこの定例会の会期中の3月17日に修理保存会の総決起大会から、本格的に工事着工とともに寄附金の募集も始まります。

まず1点目にお伺いしますが、現時点での町長の頭の中にある今後の願興寺の観光施策の位置づけ、にぎわいづくりの位置づけなどありましたら、お聞きいたします。

2点目に、昨年、中山道みたけ館で開催されました願興寺所蔵の国の重文仏像24体のうち、十二神将の出張展では、来場された御嵩の方は特に、本堂とともに、24体の仏像の観光などの目玉となる可能性を強く感じたと思います。しかし、拝観したくても、現状では対応できるのが住職一人ですので、住職が留守のときは拝観できませんし、遠方から来られた方は一度そのような拝観できないことがあれば二度と来ていただけないと感じます。何とかいつでも拝観できる運営方法を確立できないものか考えていただけないでしょうか、お伺いします。

3点目に、まずは願興寺本堂修理に町民一丸となって取り組んでいかななくてはならないわけですが、将来的な願興寺の運営のあり方、観光資源としての願興寺の生かし方、これから始まる地域まちづくり会社との連携等々議論し合い、願興寺がどのように進んでいくのか考えていく場をつくり、住職を含めた話し合いをスタートさせなければならないと考えますが、町長の思いをお示してください。みんなが修理工事を完遂させるために頭を痛めている今、スタートを切ったばかりですので聞くことではないかも知れませんが、工事が終わった、きれいになった、よかったよかったでは税金を投入する意味も半減すると思いますので、よろしく願いいたします。

この質問、昨日も原稿を読んでおまして考えたことは、政教分離という言葉がやっぱり頭の中によぎります。自分の中では、後押ししていくと考えたときに、文化財として、私、議員としても、政教分離のことを考えて文化財として協力していくんだという整理はついておりましたが、質問の中でも運営方法についてどのような形でかわり合いになっていくかということとは悩んで、憲法にもありますように、政教分離のほうとの整合性を持たせるためにどのように考えていくかは今でも私の悩みであります。

次に2点目を質問します。

観光基本計画推進に向けたスタートの取り組み状況についてお伺いいたします。

まちづくり課を中心に、いよいよ本格的に昨年策定しました観光基本計画に乗っての観光施策の実施がスタートしました。まだまだ町民にはどのような事業が始まるのか見えてこないようですが、「ほっとみたけ」の2月号に地域まちづくり会社の誕生が掲載しておりました。

観光基本計画の推進と核となるビークルと言われる中間支援組織が立ち上がったことは、今後のまちなかづくりの強い味方になると思っております。行政と民間を結ぶ媒体を担う役割をしていただけると私なりに理解していますし、期待するところも大きいと思いますが、5年計画ということです。平成33年までですので、目指すところまで行けるのか私自身心配もしています。私も、議員としてなのか、一般町民なのか、自分の会社としてなのか、どの形で参画しようかと考えているうちに時が過ぎてしまい、この会に参加しておりませんが、今後はぜひプレイヤーとして参画したいと思っております。

このまちづくり会社設立に向けた参画希望者交流会が2回ほどあったようですが、少しお伺いしますが、将来の御嵩を描く若者もたくさん参加されていると聞いております。部長がその場におられたか、いなかったか私はわかりませんが、どのような雰囲気での会議でしたか。また、どのような意見が出てまいりましたでしょうか。

私は以前より、まちの活性化のため、まちづくりを考え、話し合える場を、私が所属している地域活性化委員会を再編してでもつくってほしいと申し上げていましたが、どのような立ち位置の場に育ちそうですか。私自身も期待を持って見ておりますが、お聞きします。

新年度は観光基本計画の推進2年目となりますが、新年度の平成30年度はどのような取り組みを計画しておりますか、お伺いします。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと打ち合わせ不足でありまして、部長から答えたほうがいいのではないかなど、順番を逆に思っておりましたけれど、非常に悩ましい政教分離の話も出てきましたので、私の考え方も含めて御答弁をさせていただきたいと思っております。

政教分離については、これはもうそうだとすることで割り切る以外にないというのが私の得ている答えです。重要文化財という大切な文化財であるという位置づけでしか説明ができないというふうに思いますので、本堂についても、24体の重要文化財にしても、文化的な財産だ、それを守るんだと、そう言い聞かせる以外に行政としては手を出すことはできなくなってしまふ、そう割り切っております。

そんな中で、私が御案内をこれまでにしたお客様、最近はないんですけど、最初のころは随分いろんな方を案内したんですけど、住職が必ず般若心経を上げたいと言われるものから、私はそれをお断りして、文化財として見てもらうんだからそれは要らないということで拒否をしていた。そういう経緯もございますので、自分の体調が悪いからだめだとか、いろいろおっしゃるんですけど、少なくとも行政の立場からいけば、そうした宗教的なことについ

てはかわらないという形での考え方を一貫しておるつもりであります。議会の皆さんもいろいろ宗旨・宗派ありますので、それらも含めて考え方としてはそのような考え方を政治である以上はしていかなければいけないというふうに思っております。

高山議員の発言は非常にいつも行動の裏づけがございますので、大変心強く私も思っております。今思い起こすと、発端は、高山議員が今の本堂の屋根のさびが出てきたことを気にされて、ボランティアで自分たちに塗らせろという提案をされたところから、この話というのはだんだんだんだん深まっていったという気がしております。したがって、私の記憶には非常に強く残っております。あのときに塗装が実現できていたら、多分、今の苦勞というのはもう 10 年ぐらいは先送りができたのではないのかなと、いまだに思っているところであります。

まず 1 点目の質問にお答えをしたいと思います。

ちょっと質問の内容と同じような意味の部分もございますので、混在するというのをちょっとお許し願いたいと思いますけれど、まず中山道 69 次の宿場で徳川家康から宿場として御朱印を一番最初にいただいたのはこの御嶽宿であると記録されておりますので、これはやっぱり本陣があるなしにかかわらず、願興寺の存在というのは非常に大きかったんだろうと推察をしております。一般的な宿場となりますと、本陣が中心で、あとは宿などがあったというふうに、まあ見てきたわけではありませんけれど、そういう状況になっていると考えますが、御嶽宿に関しては一般の民が野宿ができるような形での願興寺の設計がされたということを知っていますので、あの回廊に多くの人が野宿をしていたと解釈できますので、そういう意味では、願興寺の存在があったればこそであったのかなということも思っております。

そういう意味では、本陣の存在以上に、願興寺の存在は圧倒していたという見方をしております。そういう意味では、大変大切な存在でありますし、民が中心となって作り上げた本堂等々ですので、守っていくのは当然のことであろうというふうに思います。御嶽宿にとって、なくてはならない存在だと思っております。

次に、修理については、資金繰りは大変ではありますけれど、実際、普通の事業の補助制度から言えば、物すごく有利な補助制度であるのも事実であります。そういう意味では、これだけ高い補助率が示されるのは、逆に、文化財というものはみんなのものだということも言っているんだろうと思います。国が 85%ということですので、あとは県の割合、町の割合としてもおおむね 5%前後ということですので、それだけの補助がされるような事業は本来ないわけですので、24 体の重要文化財、仏像も本堂も全て一般のみんなのものと考えていくのが本当の意味では正しいのではないのかなというふうに思います。

したがって、今後、寄附などによる建設を目指しているわけでありまして、これも先ほど言ったように、文化財だから皆さんにお願いできるのであって、宗教上の施設であったらそれ

はできない。誰も出さないですよ。愚溪寺が新築されましたけれど、じゃあほかのお寺さんの檀家さんがお金を出すかといえば出すはずがないわけですので、文化財だからそれだけの補助がされるということを考えていきますと、決してプライベートな形、自分の都合できょうは見れる、あしたは見れないという、そういうことはあってはならないというふうに私自身は思っております。

これは私が町長になって、いろんなことで願興寺について住職にお話しする際にも、自分がいなければ鍵は貸せないというのはどういうことだというようなことも随分言ってきましたので、今でも考え方としては、まずは宗教から離れること、そしていつでも誰でも見れるということ、時間などは決めておけばいいんですけど、毎日見れることが条件だということを思っておりますので、これからますますそういう意味では強く言わなければいけないというつもりでおります。

物理的に住職一人では無理だということがあれば、当然そこをフォローする人たちが必要になってきます。信頼関係というものがいかに大切かということでもありますけれど、人を信用するだけの度量がないとああいうものは維持できないと私は思っていますので、人を信用して、あなたに任せるよ、あなたたちのこの団体に任せるよという部分がないと多分無理だろうなというふうに思いますので、そうした組織的なバックアップを実は私は保存会に今後求めていくというのが趣旨であります。お金を集める団体ですよという説明はしておるんですけど、保存会という名称というのは、願興寺を保存していくわけですから、当然維持していくための知恵を絞っていく存在になっていただかなきゃいけないと。組織ですと、年老いた方は離脱されるかもしれませんが、新たなメンバーも加わってくるという新陳代謝が起きると思いますので、これが一番長期にわたって維持していく一番いい方法ではないかというふうに思っておりますので、民の組織である修理保存会はそうしたことも担っていただく存在であるということになります。

現実的に、これは住職にも私は言っているんですけど、住職の後継者が今はいないという状態であります。失礼な話なんですけれど、万が一のことがあった場合、事業主体は願興寺ですので、事業主体を失うということになります。そうなったときに誰が管理していくのか、誰がこの事業を進捗させていくのか、まだそれはクリアできていない状態であるんです。これが現実であります。したがって、今後、当然、文化庁等々とも協議の場を持たなければいけないというふうに思っておりますし、ここでも宗教上のことが出てきてしまうんですけど、一体、住職がいなくなった場合に、本山はどのような判断をするのかということも確認をしておかなければいけないというふうに思っております。

現段階、現在は寄附金集めが話題の中心にはなっておりますけれど、組み立て修理が完了し

た後もこの願興寺は維持していかなければいけない施設でありますので、その点についても議論をそろそろ始めないと間に合わないという懸念を持っております。保存会のメンバーから既にそうしたことも踏まえて、以前の御彩屋を貸してくれないかと。そこでお土産を売りつつも、そうした受け付けができるようにしたらどうだろうというアイデアをお持ちの方も見えますので、あれは町の施設で今はあいておりますから、有効に使っていただければどうぞという話はしてありますので、もう少し練り上げてこれたら、いい対応ができるのではないのかなというふうには現段階では思っておりますし、最大限、町としても協力をしようというつもりであります。

少しこの場をおかりして明確にしておきたいことがございます。

まずは、ふるさと納税についてであります。

私は公式の場でふるさと納税について、町外の方に寄附をいただくには、ふるさと納税という手もあるんじゃないかということは言ってきました。しかし、御嵩町内の町民に対してふるさと納税でどうぞと言ったことはございません。非常に簡単に解釈をしておられる方もありますけれど、正直言ってそれは筋が通らないというふうには思っております。

したがって、もしそういう場合に、町内の方のふるさと納税を文化財の維持に云々という話になったと解釈するのなら、返礼品がありますから、返礼品代金ぐらいは引かざるを得ないと。あとは、御嵩町には文化財はほかにもたくさんありますから、そういう部分の修理や維持に役立てていくということに決めていかなければいけないというふうには思っております。町外からの方のふるさと納税については、これは通常、福祉でも何でも一緒ですので、全額、願興寺のお役に立てていただくというのはやぶさかではございませんけれど、御嵩町の町民ということに関してはちょっと違いますよと。本来の税になるわけですから、その解釈は、随分勝手に解釈されたなということは今感じております。

一部の方に、そのほかについて言うのなら、非常に勝手解釈をしておみえになる方があるんですけど、願興寺の負担金が足りない場合、全額町が払うというような感覚で、もう町が全部やってくれるからいいよというような話が一時期広まったようではありますが、これはもう私は否定をしておきましたけれど、改めてここで否定をしておきます。

これは補助率の関係で言えば、当然有利な補助ではあるわけですが、これはほかの事業と比較して、そんな甘えてもらっちゃ困るというのが私自身のとるべきスタンスであるというふうに思っております。悪意を持って政治的なそういう発言をされた方もお見えになるようではありますが、もし願興寺にお金ができないとなってきたら、御嵩町として、お金を貸すことはしても、与えることはいたしません。十分、御自分の負担すべき額については、しっかりとつくっていただく。何年かかっても返してもらわないと、それは御嵩町民の税でもあるわけですから

ので、勘違いをしていただいたら困るというふうに思っております。

いい機会をいただきましたので、財源の話として、うやむやな形ではやらないということをおの場をおかりして明確にさせていただきました。

今後とも高山議員、非常に微妙で、議会議員ですと寄附行為なども非常に難しい立場になりますので、しっかりと研究をしながらお手伝いをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、御嵩のまちなかづくりについてと題され、観光基本計画推進に向けたスタートの取り組み状況、まちづくり会社設立に向けた参画希望者交流会について4点の御質問でございます。

御質問の1点目、どのような雰囲気での会議だったかにつきましては、平成29年12月22日金曜日にまちづくり会社設立に向けた参画希望者交流会を開催し、15名の参画希望者に御参加をいただき、この中で1グループが年度内に地域まちづくり会社の立ち上げを表明されたほか、それぞれみずからの活動を踏まえ、観光の視点から連携できる事業について意見を交わされました。さらに、平成30年2月15日木曜日に御嵩町観光基本計画推進交流会を開催したところ、23名の方々に御参加をいただき、空き家活用ワークショップ、フォトロゲイニングイベントの2事業を題材に建設的な議論が交わされ、終始和やかな雰囲気であったと報告を受けております。

御質問の2点目、どのような意見が出たかにつきましては、会議の議事録より一部を紹介させていただきます。

本年2月14日に設立された一般社団法人てらす代表理事からは、事業者を紹介する観光マップの作成などを、民間力でもって行政が対応できない問題を解決したい。FMららパーソナリティーの方からは、仕事を発掘し、移住定住者との仕事のマッチングをし、働く女性を支援したい。名古屋私立大学学生の方からは、補助金に頼らないリノベーションまちづくりを、新庁舎付近の竹屋を中心に相乗効果を出したい。美濃加茂市内の店舗経営者の方からは、御嵩町に店を移転する計画を進めている、ハンドメイド教室を開き町内の人とかかわりたい。可児市の銀行にお勤めの方からは、銀行としてファイナンス面で力になりたい。税理士をなさっておられる方からは、税理士として税務や会計をサポートしたいなど、前向きな意見が多く出され、それぞれの思いがつながることによって実現への期待が膨らむ様子が想像できるものであ

りました。

御質問の3点目、このまちづくり会社や参画希望者の会議はどのような立ち位置の場に育ちそうかにつきましては、町内外の参画希望者が御嵩町内で地域プレーヤーとして活動する上で、観光とまちづくりを視点に思いが実現でき、それぞれがつながる場として誰でもが参加できる会議としていき、一般社団法人てらすは地域まちづくり会社として、会議の中でつながりのきっかけづくりとしての役割を担っていただくことを期待しております。

御質問の4点目、観光基本計画推進2年目の平成30年度の具体的取り組み計画は何かにつきましては、平成30年度は、てらすは、御嶽宿周辺で観光案内所の運営とみたけ茶屋などの運営に取り組み、行政は、てらすや他の地域プレーヤーの後方支援として補助金などの情報提供のほか、宿場町の新しい滞在・観光スタイルの創出のため、まずは柏屋の活用にめどを立てたいと考えております。行政は旗を振り続けますが、重要なのは、参画者や町民の皆様が理解ある反応をしていただかないと、この計画そのものが育たないと考えております。議会の皆様にも地域プレーヤーとして参画をお願いしたいと思っております。

私からの御答弁は以上とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

町長、総務部長、ありがとうございました。

町長の答弁の中で少し1点だけちょっと確認したいことがありますけど、私の質問外のふるさと納税の話です。

ふるさと納税が、4番でしたか、文化財の保護に関するものに対して、それに指定していれば、とりあえずその間はスタートして、いつまでとは区切ってありませんが、とりあえずの間は願興寺に対する寄附金になるよという説明でしたけど、町長の今の説明では、御嵩町の方が願興寺の文化財に対してのふるさと納税をすれば返礼品分ぐらいはというところが気になりましたけど、そこら辺の制度自体は、町長、決まっているんですかね、今。私もはっきり言って誤解を多分しております。その分を4番にして御嵩町民がしても願興寺に全て行くという勘違いをしています、返礼品ももらえてという。

そうでなきゃあ、例えば今の寄附金集めのときに、ふるさと納税の商業を刷って打っていますよね。それは、そういうことは一切説明なしであの紙を配っているということは、そのまま、願興寺の会議なんで、願興寺の会議のときにそれを配っているということは、願興寺にそのまま行くんだよといって普通は考えると思うんですけど。私も勘違いしておるかもわ

からんですし、町民の方も勘違いしているかも知りませんが、そこら辺の制度ができてお
るのか、町長の頭の中にそういうことがあるのか。もともとは御嵩町の方が御嵩にすればやっ
ぱり税金が少しずつ減っていくという感じで私は思うわけですけど、今の時点でふるさと納税
制度を使っても願興寺に行くという認識でございましたけど、違っておりますでしょうかね、町
長。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ややこしい話で申しわけありません。指定寄附金というのがなぜ登録制なのかといえば、当
然、税に関係してきます。財務省のほうには1年間限定でやるわけですが、これは結果的に言
えば、町の税収が減ったとしても、地方交付税で補填していくという話になってくるわけです。

ふるさと納税に関して言いますと、これはもう通年ずっとこれからこの制度がある限り続
いていくわけですが、現実から言えば、町民税の10%ということですので、町民税の10%を
願興寺、文化財のほうにふるさと納税をしていただいたとしても、減った分については75%
しか交付税算入がされないということですので、これが100%そのまま右から左へ行ってしま
うとなると、少なくともその25%は欠ける状態で、なおかつ返礼品の40%ぐらいの額がか
かってくるわけですから、実際には半分を切ってしまうような数字しか使えないということに
なってしまう。

私が返礼品の分ぐらいは云々と申し上げたのは、返礼品の分を税として町が勝手に使うとい
う話じゃなくて、6対4になるわけですから、その6割の分は願興寺でいいでしょうと。4割
に関しては文化財保護という、願興寺という完全な指定がしてあるわけではないので、町民に
関して言えば税が減っていくということもあるわけですから、その4割に関してはほかの文化
財にも使いますよということにしていかないと、これはバランスがとれないだろうというつも
りです。

ふるさと納税というアイデアは私が出したんですけれど、町外の人にどうやったら協力を得
られるかという発想から、ふるさと納税という手があるなということで町外の方にはと言った
ことが、全部ふるさと納税みたいな解釈をしてみえるんですけれど、私はそれは違うと言っ
ているということで、今後も進めていきたいというふうに思っております。

[5番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

わかりました。町長が言っておる意味も、スタートさせるときの町外からの寄附金をたくさん集めるということも理解してはおりましたが、最後の説明で理解しました。

あと1点、まちづくり会社の件ですけど、総務部長に1点だけお聞きします。

このまちづくり会社ですけど、今後、まちづくり会社にかんがりの仕事量がかかってきておりますよね。あと4年ある中で、柏屋の活用事業、御嶽宿の周辺の町有施設の貸し付け等、また御嵩駅舎の観光案内人業務の委託、滞在型農業体験施設の運営のかかわり、まだまだ、私が初日に少し質問したふるさと納税についても意見を聞くとか、いろいろなかかわり合いを持っていただくわけですが、心配するのは、私も期待を持ってこうやって質問しているわけですけど、余り最初に詰めてしまうと、会が発展する前にその若者がいっぱいいっぱいになるという危険性も含んでおるのかなという心配もしております、実際は。

私も、理事の方ともお話ししましたし、プレーヤーの方ともお話ししました。議会の中では岡本議員がそれに参加して話も伺っておりますけど、なかなかいい若者がそろって発展的な議論がなされているなという雰囲気はありますが、この4年間で、部長、この事業が、私、観光基本計画をでかしたときにも、前のときは10年ぐらいのスパンでしたけど、今回は5年ということですけど、地方創生の補助金メニューとかいろいろと関係しておるということなんで5年間にしたよという話でしたけど、その5年間で済んだ後も、やっぱりそういう会が発展していった議論できる場がぜひ残ってほしいので、そこら辺のスパン的なこと、実務量のこと、少し考え方があれば、部長、何か、少しだけ。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、高山議員の再質問に御回答させていただきたいと思います。

全く高山議員が御心配いただいておりますのと私も同じことを心配しております。最初からこれだけのものがありますよ、これを全部受けてくださいね、何とかしてくださいねというふうでは、もたないと思います。ですから、先ほども説明を少しさせていただきましたけれども、最初は、できるところのみたけ茶屋であるとか観光案内所の運営であるとか、そういうところから始めていただいて、会社としてある程度収益も上げていっていただかないと続きもしないと思っておりますので、体験型農業施設のほうも話は出ておりますけれども、まずは御嵩のまちなかの部分を視野に置いて、多少は無理はしていただく部分もあるかと思っておりますけれども、将来的に継続的にやっていただけるようなふうで育てていきたいと思っております。

ただ、観光基本計画は5年間でございますので、この中でうたってあるものについては、あ

る程度のめどは、5年間で計画したものですから、めどを立てていきたいなというふうには思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

質問は終わりますけれど、私自身としても、まちづくりに関しては私のライフワークですので、ずうっとかかわり合いになって協力していくつもりではおります。ぜひ行政の方もいい若者が育っていくように努力していただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 加藤保郎君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

9番（加藤保郎君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は2点について御質問します。

まず1点目は、東美濃ナンバー導入についてであります。

自動車の御当地ナンバーとして2020年から東美濃のナンバーの導入を目指し、東濃5市と可児市、御嵩町の商工会議所、商工会、観光協会、市町議会が構成員となって、東美濃ナンバー実現協議会が10月12日に設立となったことが平成29年第4回定例会冒頭の町長の挨拶でありました。内容は、協議会は11月に知事へ導入の意向を表明し、年明けの1月には住民の意向調査を行う予定とのことでした。

この時点、昨年12月では可児市も同様の手続を行っていると思っておりました。ただし、協議会の負担金の住民意向調査分については、可児市は負担していないというようなことをお聞きしておりました。可児市は独自で住民意向調査を実施するとのことであつたと聞いております。

ここで、可児市における住民意向調査の結果があり、住民の4割が反対であり、可児市議会としてはこの協議会を脱退すると宣言したという内容の新聞発表が2月16日にありました。内容は、市民の意向調査を恐らく独自、先ほど来言っておりますが、可児市は独自で調査をしたということです。独自で実施し、回答数1,125人、回収率51%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が30%、338人、「反対」「どちらかといえば反対」の割合が

40.5%、456人で、反対が賛成を上回ったため脱退と宣言したとあります。これは新聞発表ですので詳細はわかっておりませんが、当時の市民の意向を一応反映する根拠を示しての判断だと思われま

一方、本町では独自のアンケート調査を行っていないので、住民の意向はと言われても、我々議員としましても、行政の立場としても、判断に困る状況となっておるというふうを考えております。町長は、2月19日の全員協議会での冒頭の挨拶の中で、この東美濃ナンバーの関係については慎重な姿勢を見せていましたが、今後、可児市の動向、いろいろな兼ね合いがあるかと思いますが、そういう場での判断が必要となる可能性を秘めていると思っております。

そこで、以下のことについて質問しますので、御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

問1としまして、協議会で行った住民アンケートで御嵩町内の住民に係る部分の抽出ができますかという問いについては、私、事務局長のほうから回答をいただいております、それは無理だということで聞いておりますので、問1はなしにします。

問2として、可児市議会が協議会の脱退を宣言しました。そうしますと、協議会の今後の運営等に対して影響が何かしろ出てくると思います。市長、商工会議所、観光協会とのいろいろな関係が出てくると思いますが、そういう影響についてはどんな影響が出てきますか。

問3としまして、協議会の今後の運営等に対する町長の考えをお聞きしたいと思っております。

4番目として、今後の協議会のスケジュール、今後、県に申請をし、2020年から東美濃ナンバーの導入をお願いするというような格好で、この地域の方々が一堂に会されると思いますが、そこら辺のスケジュールについて若干お聞きしたいと思っております。

以上4点についてですが、詳細については3点についてお聞きしますので、明確な御答弁をよろしくお願ひします。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、加藤議員の御質問に町長が御答弁をされる前に私から2点の答弁をさせていただくつもりでございましたけれども、1点目についてはよろしいということでございますので、1点の部分について答弁をさせていただきます。

御質問は、東美濃ナンバー導入についての御質問であります。私がお答えさせていただくのは、御質問の4点目でございます。

今後の協議会スケジュールにつきましては、今回の地方版図柄入りナンバープレート、いわゆる新御当地ナンバーの導入は、国土交通省自動車局が平成 18 年を第 1 弾、平成 26 年を第 2 弾に取り組みを進めてきたところ、地方からの図柄入りナンバープレートの導入とあわせて、全国から御当地ナンバーの追加の要望があることを踏まえ、追加を行うこととなったものであり、平成 32 年度の実施をめどに、導入申込書の提出が平成 30 年 3 月 16 日から 3 月 30 日までの間に行わなければならない期限つきとなっております。

したがって、本協議会では平成 32 年度からの導入に向け、導入意向表明書を平成 29 年 10 月 31 日付にて岐阜県に提出し、既に岐阜県から国へ提出されています。この後、2 月 16 日に開催された第 3 回の協議会での導入申し込み決定を受け、導入申込書を準備しているところであり、これを岐阜県が国へ提出する期間が 3 月 16 日から 3 月 30 日までの間となっているものであります。

また、この後、図柄の提案が必要となりますが、この図柄考案の手続を経て、本年 12 月 14 日から 12 月 28 日までの間に国土交通大臣へ提案しなければなりません。提案された図柄は、国の有識者審議会による審査及び申請確認を踏まえ、平成 32 年度に決定されることとなり、導入は平成 32 年（2020 年）からの順次導入の予定となっております。

事務的なところで御答弁させていただきました。私からの御答弁は以上とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

質問にお答えする前に、昨日、岐阜新聞にこの件について載りましたので、事実関係等々も含めて、まずクリアにしておきたいと思います。

午前中は岐阜新聞の記者もおりましたけれど、午後はお見えにならないので、昼の休憩のときにこう答えるということをおきましたので安心して帰りましたけれど、まず現在、2 月、本来なら 28 日に知事のほうに文書として導入申し込みを決めたということを出すとということになっておりましたけれど、7 市町の首長の調整がつかないということで延期となっております。ただ、アンケート結果によって延期されたわけではないということです。

一番重要なことを申し上げますと、きのうの記事の中には、7 市町の首長には説明済みで合意をしているという書き方がしてありますけれど、私は一切何の話も聞いていません。どうもそこはフライングぎみに書いていると思われれます。ただ、臆測とか推測で書いたとするんなら、結構秀逸な読みだなということは思いますけれど、一切話は私は聞いてはおりません。もしそ

の話聞いたとするんなら、私が返事ができる話ではありませんので、この件に関しては実現協議会がその決定権を持って多数決で決めてということで進んでおりますので、その協議会の開催をしなきゃだめだろうということを私は多分そういう話が聞こえてきたら言うつもりですけど、首長が7人でよしよしとって終わる話ではありませんので、私自身も一切担当者からもそのような説明は聞いておりません。

最後のアンケート調査という話も書いてありましたけれど、これも一切予定はございません。アンケートするにはお金も要りますので、当然予算の対応が必要になってきますから、そんなことも決まらずに言えることではございませんので、この話についても矛盾点がございます。

県がこの住民自体の合意形成に非常に懸念を示しているという部分もありましたが、この件についても、県は心配するかしらないかという立場にはありませんので、何ら懸念も何もない。地元のいわゆる首長や、観光協会の会長や商工会長がどう判断するかでありますので、県が県の立場でやめておけとか、行けとか言える立場ではありませんので、知事はそれを受けるのみということで解釈をいただきたいと思います。

部長に先に答弁させましたのは、きのうの記事に影響されることなく、とりあえず今のところは予定どおり進んでいるということであります。ただ、協議会の招集でもあればどんな意見が出てくるかわかりませんが、その協議会において協議をした上で方向を決めていくということになるかと思っておりますので、きのうの記事を限定して言うんならば、今後こうなるんではないのかなという記者か誰かの読みの話かなというふうに受け取っていただければよろしいかと思っております。でないと、本日、加藤議員が質問されることも、何かタイミングとしてはえらい悪いなというようなタイミングになってしまいます。そういう意味では、とりあえず2月に行われました協議会以降は何一つ変わってはおりませんので、その点を御理解いただきたいと思っております。

2・3についての質問にお答えさせていただきます。

まず2点目、可児市議会が協議会を脱退したことについて影響はあるかということでありまして、影響はございません。また、あつてはならないとも思っております。非常に軽くおっしゃったんですけれど、そういうものではないと私は思っております。だめならだめで協議会に参加してその意見を言えばいいだけであつて、民主主義なんですから離れば済むという話じゃないと、私はそう思っております。

まずここで、商工会と商工会議所、いろんな仕組みがありますので、ちょっと違いであるとかおつき合いについてお話をさせていただきます。

まず商工会議所というのは、会員の会費のみで運営をしていきます。これは人件費も含めてであります。そういう意味では、商工会議所というのは会費も高く設定してあると。商工会と

というのは、当然、県や、また町の補助金を得て運営がされております。いわゆるひもつきのところがあると。人事等についても県は影響力を持っているという立場であります。

そして、近隣との交流でありますけれど、御嵩町の場合は当然中濃であります。またもう一つくくりを小さくすれば、可茂というくくりになります。当然、県のくくりでいくのであれば、可児市もむしろ美濃加茂や関市などとのくくりの中に入っているという考え方ができますし、現実、オフィシャルな形ではそうであると思いますが、当然、東濃5市が一つの商工会議所としての協議体になっているのは事実でありますので、多治見市、土岐市と隣接しているということもあって、可児市の商工会議所は両方おつき合いをしてみえるということのようであります。

そういう意味では、共通の問題、解決の糸口等々も、そういうところですり合わせをしておられるという状況であるようであります。これは若干くくりとしては変則ではありますけれど、可児市、可児郡というのはそういう運命にあるのかなと。木曾川という一つの大きな川に隔てられてはいますけれど、可茂のほうとのおつき合もあれば、東濃とのおつき合もあるということで、これは、私どもも隣接した瑞浪市は特におつき合いをしておりますので、当然のことかなと思います。

そもそもこの東美濃ナンバーについての経緯・経過を説明させていただきますと、東濃5市プラスワン可児市で商工会議所がベースとなって議論が進められたとお聞きしております。この6市、御嵩町も含めて、6市についてはツーリズム東美濃協議会として頑張っておみえになったと。御嵩町は、県が東美濃観光について今後リニアの開通を見据えた上での観光施策を講じていこうということで、そうしたくくりの中に入ったわけではありますが、大きなその目標はございますけれど、これから観光に力を入れていくというために、この県のくくりの中で今おつき合いが始まっております。これは昨年からであります。

そんな中で、可児を含めた6市が、この東美濃ナンバーというものが議題になり、これは別個の形にしなきゃおかしいんじゃないかという話になったようであります。いわゆるツーリズム東美濃協議会のテーマではなくて、行政、議会も巻き込んだ形での団体にして協議をしていくべきだということになり、この東美濃ナンバーの協議が始まったと聞いております。

この協議会というのは、中部経済連合会とのかかわりが非常に深くあり、この中部経済連合会のほうからも東美濃ナンバーの話が出たとお聞きをしております。議会も行政も、商工会議所も観光協会も含めてこのナンバーについて協議をしていかないとうまくいかないという、まあ結論は結論として、ツーリズム東美濃協議会からは切り離れたと。それが現在の東美濃ナンバー実現協議会へと移行をいたしました。

御嵩町のかかわりについては、東濃5市プラスワン可児市、そして御嵩町1町が入っている

わけですが、先ほど申し上げました県の観光施策である東美濃歴史街道協議会が今年の7月13日に設立され、スタートをしております。これは歴史街道、中山道を意識したまちづくりを今後していこうということでもありますけれど、やはりこれも先にはリニア中央新幹線の開業を見据えているということでもあります、私ども御嵩町は、この東美濃ナンバーについては、御嵩町の商工会も行政も全く知らないところで議論が進んでおりました。

これは昨年10月に開催されましたが、この東美濃ナンバー実現協議会がいよいよスタートするという1週間か10日ぐらい前でしたか、私のほうへ話が来ました。多分これは可児市のほうから声が上がったんだろうと思いますけれど、東濃5市プラスワンの可児だけでいいのかと。御嵩に声をかけないというのはおかしいんじゃないかという話が、どうも会議の中で出たようであります。

私は本当に即断即決しなきゃいけないという立場でありましたので、担当者から話を聞いてその場で判断したということになるわけですが、2つ、どちらを選択するかということでゴーサインを出したんですけど、1つは、非常に唐突な話でありますので、御嵩町はこの積み上げた議論の中にいないということで、多分、町民もいきなりという話でびっくりされるであろうということでもあります。そしてまた逆に言えば、もし一緒に手を挙げないとしたら、御嵩町民は多分、非常に取り残された感覚になるんじゃないのかと。どちらを懸念すべきか、どちらがクリアできるのかということを考えました。

結果的には、唐突感については、これから丁寧に説明をしていけば町民の方々には理解していただけるだろうと。逆に、導入をしないとすれば、ナンバーを見るたびに御嵩は取り残されたという感覚をお持ちになるんじゃないだろうかということをお自身は懸念すべきだなと思いました。結果的に手を挙げたということは、多分、東美濃ナンバーが気に入る気に入らないは別として、可児市の車と御嵩の車が区別されるという流れができてしまうのはよろしくないというふうに思ったわけでもあります。そういう意味で、非常に唐突感があったのは、私にもそういう気持ちのございましたので非常に困りはしましたけれど、プラス思考でいけば何とか理解してもらえないかな、また生かしていく道はあるんじゃないのかなということをおいつつゴーサインを出したということでもあります。

したがって、議会の皆さんにもほとんど説明ができなかったというのが正直なところでありました。どちらかといいますと、その話が御嵩町に来てから商工会に早く聞けよというようなことで、会議所のおつき合いですので、商工会へもおつき合いはなかったということで、この情報は御存じなかったというところからのいきなりですので、大変そういう意味では申しわけなかったわけでもありますけれど、この点については御理解いただくより仕方がないというふうに思っております。

3点目、今後の考え方についてであります。今現在、何ら変更なり何なりの話はオフィシャルな形では一切出てきていませんし、非公式でも私は聞いておりませんので、さきに決まったとおりに行動していくというのが大前提でありまして、3月30日までの期限つきでありますので、3月30日までに県のほうに意向の表明をしに行くという予定ですり合わせがされているということでもあります。忙しい年度末ですので、何とかすり合わせてでも調整していくべきだということは立場としては思っております。

ただ、いろんな対応策として、この4月からNHKの朝ドラが始まります。そうすると、アンケートなどもとる予定はないんですけれど、先日、東美濃観光のほうで参加した際に、東美濃ナンバーの車を走らせて実際にロケをやっていますので、そういうものを目にすると、ナンバーはあんまり違和感ないなというふうに思いましたので、流れというのは随分変わってくるんだろうなということは思っておりますので、当初、私は5月連休明けぐらいにアンケートをとったほうがいいんじゃないのかなということは思っておりましたけれど、流れも多少は変わってくるような気がしております。

今後、協議会が開かれるようなことがあるとしたら、私も提出期限というものを延ばしていただくような発言はできればしていきたいというふうに思っておりますし、国のほうにも働きかけをしていったほうがいいんじゃないかという気持ちが以前より強くありますので、そのような形での態度を表明していきたいというふうに勝手に思っているところでありますけれど、会議が開かれる開かれないについてもまだ現段階ではわからないという状況でありますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。以上であります。

〔9番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

御答弁ありがとうございます。

1点、町長の考え方は理解します。ここで初めからもうこの実現協議会に参加しないということであれば、御嵩だけ仲間外れになったというようなこと。それを避けて、こういうような状況の中でお互いに協議し、どのようになるかはまだ不明瞭な中であっても、とりあえず協議だけはしていこうという考え方で私はいいと思いますし、こういうふうな投げかけをしていただいて、我々も東美濃という協議会に、県の歴史街道どうのこうのとか、将来的にはリニアの関係もありますので、そういう関係を踏まえての東美濃というナンバーについて、自分自身も、また住民の方も一度考えてみるという機会になったのはいいことだなとは思っております。

ただ、今後この協議会の運営等について、可児市が市議会として脱退ということであれば、

市として負担金やいろいろな関係があるわけですが、市として予算化ができるのか。議会が反対して、その負担金については凍結せよとか、これは削除せよとかいうような発言があって、可児市さんがそういう協議会で思うように発言できないような状況、それから、そういう負担金を払わないということであれば脱退というような格好、市自体、行政が脱退ということになれば、町長はどういうふうに考えられるか。例えばの話ですのでそこら辺は答えにくいかもしれませんが、この地域で可児市が抜けてしまえば、御嵩だけということで東美濃ナンバーをつけるというのは、先ほど言われたような格好で、可児市がつけておいて御嵩がつけていないのと一緒にかもしれませんが、そこら辺についての考え方だけ最後にもう一遍だけ聞きたい。3月の16日から30日までの申請期間の間にもう一遍協議会が行われて、可児市の態度がはっきりすれば、またそれは別として考えるわけですが、そこら辺についてはどんなものでしょうか。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変難しい質問にお答えをします。

政治も人がやるものですから考え方というのもいろいろあるかと思えますけれど、御嵩町だけほっといてもいいのかと言ってくれたのは多分可児市だと思いますので、そう考えると、その責任上、そう簡単に可児市が手をおろすということは私自身は考えられないなというふうに思っております。あと議会との調整については、議会の全体でお決めになったという話ではなくて、議会運営委員会で決めたのが全体に伝わったということでもありますので、議会そのものに対しての議会運営委員会というものが、どのような効力が可児市は持たされているのかということも明確になっておりませんので、そのあたりは確認しつつ、予算等々も今後必要となれば、それは可児市さんの問題でもありますので、私どもからいろいろ申し上げることはないにしても、それはないだろうという結果にはしてはほしくないなということを思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

新聞報道によりますと、地域住民の合意形成が図られているというような条件もある程度緩和されたというようなことでありますし、ほかの地域では、住民の反対意見が多く、導入を断念というような記事もありますので、そこら辺につきましては今後の動向をよく見きわめて対応していただければと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

自治会の資源分別収集事業についてであります。

昨今の自治会における資源分別回収ステーションの運営・維持につきまして、若干の考えを述べさせていただきます、担当の今後の対応についてお聞きをしたいと思っております。

最近では、民間事業者による常設のリサイクルステーションが設置されたり、大型商業店舗でも資源の分別収集を常時実施し、環境保全としての取り組みをアピールしている事業者も多いかと思っております。

御嵩町としましても、常設としてあゆみ館での回収に取り組んでおりますが、町内各地に開設されている民間の常設ステーションの存在が、各月、各自治会での開催に対しまして多大な影響を及ぼしておると感じております。利用者が減少し、資源物の総取り扱ひ量の減少など、だんだんそこら辺の影響が出てきておるものと考えております。このような状況の中で、担当として今後の運営等、経費的にも苦しくなる現状が想定されますので、常設の分別ステーションの運営を考えたらと思うわけでございます。

今回、御嵩小学校で行っていた常設ステーションの運営を、こんなような格好で、向陽中学校のPTAと共同で行うとの回覧も2月の中旬にありました。提案として、各公共施設でのステーション方式等を実施することで、対応は今後十分ではないかなというふうに私は思っております。PTAや子ども会などが実施していた資源集団回収事業も、実施団体等が減少し、資源物も減少してきておると思います。各種の事業のスクラップ・アンド・ビルドの考えを持って今後も対応されるよう、この事業に対する考えをお聞きしますので、よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、加藤議員の2番目の質問、資源分別回収事業についてお答えをさせていただきます。

私への質問は、最近、町内の至るところで資源分別回収ステーションが設置されている、行政も拠点方式に変更したらどうかであります。

初めに、御嵩町の分別収集の経緯を御説明いたします。

平成9年8月にペットボトルの分別収集から始まっております。平成12年9月から4地区の4自治会、平成13年9月からは10自治会でモデル事業として実施されました。平成15年4月から、町内全域の自治会を対象とした16品目の分別収集が開始されました。御嵩町の分別収集が本格的に開始されたところでございます。平成19年10月には、分別収集品目に古着類、それから廃プラスチック類の2品目を追加し、収集品目を18品目といたしました。平成

23年4月に、有色ペットボトルとその他ペットボトルを統合し、分別収集品目を18から17に減らしております。平成26年6月に、廃プラスチック、発泡トレイ、発泡スチロールをプラスチック製容器包装として別に収集を開始し、分別収集品目を17から15に減らしております。

現在は、上之郷、御嵩、中、伏見の4つの地区の各自治会と、当事業に申請していただいたアパートに分別ステーションの管理を依頼し、上之郷、御嵩地区は毎月の第1日曜日に、中、伏見地区は毎月の第3日曜日に15品目の回収を行っております。御質問にありましたとおり、最近では事業者の資源物のリサイクル化の認識も高まってきており、事業所にリサイクルステーションを設置する方もふえてまいりました。そちらを利用される町民の方もふえてきております。

分別収集品目の総量も、分別収集が全町で始まりました平成15年度は168トン、1年後の平成16年度には478トンと大幅にふえており、当時、町民の皆様にもリサイクルの意識が浸透し始めた結果と分析をいたしました。

その後、収集量は増加し、ピーク時の平成19年度には535トンまでふえてきております。平成20年度以降、分別収集量は年々減少しており、平成28年度の総量は分別収集開始の平成15年よりも少ない157トンまで減少しております。

この減少傾向の要因の一つとして、平成20年度にラスパ御嵩店が開業し、リサイクルステーションを設置され、買い物のついでにリサイクルステーションを利用する町民の方もふえてこられたと。その後、バロー御嵩店、あゆみ館においても設置され、最近では町内各所に民間ステーションが立地してきておるところでございます。各種のリサイクルステーションの増設が町内資源分別収集量減の一因であると分析をしております。

当事業に係る費用についてでございますが、分別収集報奨金と分別収集資源物の収集委託料を合わせた金額でございますが、平成27年度で2,091万2,000円、平成28年度が2,041万5,000円でございます。これに対しまして分別収集資源物等売却代金の歳入でございますが、平成27年度で112万5,000円、平成28年度で117万円となっております。

収集量が年々減少しており、事業に係る費用は歳出が歳入を大きく上回る状況でありますし、住民の皆様にも資源分別収集が浸透してきているため、資源分別収集の効率化を図る時期に来ていると考えております。しかし一方では、住民の方から、高齢化に伴い、可燃ごみですら遠くの集積場所に運ぶことが困難になってきている、何かよい方策はないかなどの多くの声も頂戴しており、資源分別集積所の数のスリム化などを図りますと、資源分別量の減少と住民サービスの低下が懸念される状況でもあります。

町としましては、無人の拠点回収は民間に任せて、例えばごみ出しが困難な高齢者のために、

かわりに分別収集場所を持って行ってあげられるボランティアの活用なども視野に入れながら、今、各自治会で実施していただいている資源分別収集をどのようにしていくのがよいか検討していくことは必要と考えております。

以前、御嵩町では、資源分別収集の取り組み等により一般廃棄物の削減をすることができていた時期もありましたが、町民の皆様の廃棄物の減量という意識が薄くなってきているようにも感じております。一般廃棄物の削減を意識した施策に再び取り組むべき時期が来たと考えております。費用対効果と住民要望を考えながら、加藤議員からの提案も参考にさせていただき、住民の皆様が資源物を出しやすい環境を整え、一般廃棄物の削減につながる施策を検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

昨年度から実施しましたボランティアポイント制度、どの程度皆さん方がボランティアポイント制度に入って活動してみえるのかよくわかりませんが、私も一部では活動させてはいただいております。そんなような制度も、いろいろと地域では動いてみえる方もありますので、そういう制度も、ただ単にごみ出しが困難だからどうしようかと迷うのではなしに、やっぱり地域へぶつけていただければ誰彼となくがそれなりに考えることだと私は思いますし、誰もいないような状況で、希薄な、住民同士の対立があるようなところではそれはちょっと無理かもしれませんが、多少なりともそんなような動きを今後もしてもいいよというような方々も見える状況を考えていただいて、先ほど言いましたように、スクラップ・アンド・ビルドというような格好もできるかと思っておりますので、そこら辺を考えていただければありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで加藤保郎君の一般質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

本日最後の質問となりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

質問に入ります前に、きょう、伏屋議員と高山議員のほうから同じ願興寺に対する質問があ

りました。その中で、伏屋議員の質問の中に教育参事がお答えになられた願興寺の改修事業 12 億 8,000 万円、国がその 85%、県が 4%、町が 5.5%、願興寺が 5.5%ということで、国・県の補助残を御嵩町と事業主体である願興寺が 2 分の 1 ずつ受け持つという、そういったことがお話しされていました。

その中で、12 億 8,500 万円というのは、私としてはこれより少なく済むのが理想だと思えますが、昨今の地震等の関係で、耐震事業が含まれていないというようなお話も聞いております。ですから、可能性としてはもっとふえるんじゃないかということをご心配しております。それから国の 85%というのは、ちょっとこれは失礼な話かもしれませんが、願興寺さん、事業主体の資力がある程度低いという判断のもとに、85%という国の補助はマックスで、これ以上はないというような状況だと聞いております。県は 4%、それから町は 5.5%、願興寺も 5.5%ということでお話がありました。

それともう一つ、高山議員が説明された中で、願興寺の負担割合の部分があって、町長はちょっと厳しいお話をされたわけですけど、今、折半という話だったんですけど、この折半というものはもう動かしがたい、要するに 2 分の 1 ずつなんだよということが町長は先ほどおっしゃられて、もし足らなかったら借金をしてでもというようなお話もありました。大変私は厳しいお話だと承っています。

この 2 点をちょっと頭に入れておいていただいて、私の質問を聞いていただきたいと思いません。

それでは質問に入りたいと思います。

まず最初に、平成 30 年 2 月 26 日の全員協議会におきまして、願興寺を事業主体とする重要文化財願興寺本堂保存修理第 1 期工事が、平成 30 年 2 月 23 日に株式会社中島工務店との間で契約が成立し、契約金額 2 億 973 万 6,000 円、履行期限が 30 年 2 月 23 日から 38 年 7 月 31 日とされる契約が成り立ったという報告を受けております。

今定例会の初日の御嵩町長の施政方針では、この工事について、平成 30 年度は解体工事に係る仮設として本堂を囲う素屋根を建設し、平成 32 年度に解体が完了した後、修理を行う第 2 期工事を発注し、平成 38 年度までに事業が完成する見込みであるというお話を伺っております。一方、平成 30 年度の当初予算、主要施策の概要の中で、本年度の修理事業の総額を 1 億 7,664 万 5,000 円と見込み、補助金 1,074 万 8,000 円が町の補助金として予算計上をされています。

このように、願興寺の契約金額と、御嵩町が本年度の補助金算定の根拠とする事業費総額との間に約 3,300 万円の差が生じています。当然、御嵩町は平成 30 年度内の事業完了部分をもとにした補助金を支出することになります。したがって、平成 32 年度までに行われるであら

うと考えられる残り 3,300 万円の事業部分については、平成 32 年度予算までにおける応分の補助金支出の債務を御嵩町が負うものということになります。そう考えてよろしいのでしょうか。

あくまでも御嵩町が支出する補助金は年度区分による事業費を対象とするもので、願興寺の契約部分や履行期限と一致しないことが今後も想定されますが、町の補助金をどのように支出しておくべきか明らかにこの際しておくべきと考えますが、先ほど町長も少し触れられましたが、町長の考え方を再度伺いたいと思います。

それから 2 番目ですが、先般の全員協議会の資料では、第 1 期の履行期限が平成 38 年 7 月 31 日になっています。今後、全ての事業が完了するとされる平成 38 年度までの間、第 2 期、第 3 期、4 期と工事が追加発注されていくものと考えますが、最初に第 1 期を請け負った株式会社中島工務店が今後も一貫して完了まで、いわゆる行政サイドで言えば、随意契約により請け負っていくというやり方になるかどうかについても、この際伺っておきたいと思います。

もう一点ですが、私が今回の質問の中で一番重きを置く項目なんですが、平成 30 年度の当初予算における願興寺本堂の修理事業に対する地元負担、町と願興寺の負担になると思うんですが、総事業費の約 12.17%、これが折半されておるわけですが、2,149 万 7,000 円となっております。これは主要施策の概要に書いてあります。

県の補助金は総事業費の先ほど話したように 4% で、単純に計算すれば 706 万 5,000 円となりますが、上限額が県の補助制度では 500 万円とされているため、この 706 万 5,000 円の 500 万円を超える、上限を超える約 206 万円が切り捨てられています。切り捨てという言葉が適当かどうかちょっとわかりませんが、願興寺のほうへ入ってこないということになっています。

この結果、県の補助率は実質 2.8% となり、上限を超えた約 206 万円を事業主体である願興寺と御嵩町が折半して負担することとなっています。例えば何年度内事業費が 1 億 2,000 万円を超える工事を発注すると、県の限度額 500 万円がある限り、地元負担、町と願興寺の負担がどんどんふえていくということになってしまうのではないのでしょうか。県補助金を最大限にいただこうとすると、いわゆる行政サイドにおける年度内工事を 1 億 2,500 万円以下に抑えることが必要になるのではないのでしょうか。

この事業主体である願興寺の工事の発注の額いかんによって県の補助金が減額されるようならば、実質、30 年度は減額されております。少しでも地元負担が減らせるよう、今年度は無理にしても、来年度以降に向けて、県の補助制度にある上限 500 万円の撤廃ないし上限額をもっと拡大する、さらには欲を言えば補助率をアップ、そういったことを岐阜県にお願いしていくべきと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上、いろいろ関連しますが、3 点についてお願いしたいと思います。以上です。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

施政方針の中での願興寺についての安藤議員の御質問ということでお答えをさせていただきます。

まず、2つ理解をしておいていただきたいと思います。

今回契約が成立した第1期工事というのは、工事の始まりから竣工まで継続していくという契約になります。素屋根等々は竣工した後に取り外すわけですので、工事としてはそこまで見ているというものになります。そして、年度の終わりがちょっと行政とは違うということで、それは4月1日から新年度に入るんですけど、いろんな物事が決定していくのがこの件に関しては11月中に決定していくということですので、新年度へ入るといった感じがあるとしたら、12月からということをおもっています。

その軸を全体でずうっと動かしていただくとうわりやすいと思いますけれど、まず御存じのように、予算というのは全て設計金額で計上がしてあります。実質はそれから入札等々が行われて正式な契約に至るわけでありましてけれど、この今回の中島工務店との契約金額は2億973万6,000円でありましてけれど、本来の設計価格は4億732万2,000円でありました。これは税込みの数字であります。入札を行いましたら、51.9%という数字で落札がされました。

ですから、本年度の修理の総額を1億7,664万5,000円という見込みも予算でありますので、ぐんと半分ぐらいに減ってくるという数字になってくるかと思っております。7,000万円か8,000万円ぐらになるのではないのかなと思っております。これは51%余りの落札率でしたので、低価格での調査が必要となったということで契約までちょっと時間が必要でしたけれど、業者側の説明が全て整合性のある説明がされておりますので、これだけの約半分の金額で落札されても工事は可能だと判断され、契約に至ったということになります。

この件に関しては、最終38年度まで続きますよというのは、いわゆるリース、建築物のリースと考えていただくとわりやすいかなと思っております。プレハブ、これは選挙でも使うようなことがあるんですけど、プレハブを建築する場合、足場もそうですけれど、建築するときと解体するときにお金がたくさんかかります。その中間、使っている間は家賃のような形で払っていただくになりますので、まず建設時にそれだけの経費がかかってくると。工事期間中に使っている間は、お金はいわゆる償却費のような形での金額しかかからないわけですので、家賃のような形で払っていきと。最終、撤去していただく、解体撤去という作業が必要になりますので、そのときに再びお金がかかってくるということで、最初と終わりにたくさんのお金を要することになります。

それらを含めての入札が設計価格4億円、落札価格が2億円という数字になりましたので、当然、予算書のほうには4億円余りをベースにした形での今年度の必要なお金ということで1億7,600万円という数字が示してあるわけですが、これでベースとなる数字が4億円から2億円に落ちましたので、当然この1億7,600万円という数字も下がってくるということになってきます。これは予算が、年度が違うということで非常に紛らわしいわけでありますけれど、契約が2月でありましたが、新年度、30年度の予算書には4億円をベースにして計算してあるということから、数字のずれが生じております。実質の数字が契約金額でありますので、いずれもこれは減額補正ということを短期で言えばしていかなければいけないというふうには考えております。

あとは、次は本体工事になってきますので、これは2点目の質問になってしまいますが、県の補助金についてどういう考え方をしていくかと。12億円、毎年1億2,500万円ですね、1億2,500万円ぐらいでないと県の補助額の上限がいただけない、それを超えてしまうと。当然それは意識の中にありまして、当初の設計のほうの話を聞きますと、12億8,500万円という数字は上手に10等分していくと1億2,850万円ぐらいになるんで、その分だけ毎年仕事をしていけば、県の補助率、補助上限に合致してくるという説明がありましたので、当然、今後このような形での大きな数字というよりは、設計をする際に、そこに見合うような1億2,000万円ぐらいの設計をして、その年にそれだけの事業を行っていくということにすれば、当初予定されている期限の間に金額的には超えることなくやっていけるという予定が組まれているということになっております。

ただ、県のほうも余りこの件に関してはけんもほろろということではないようですので、今働きかけておりますのは、この上限を撤廃してくれということをお願いしていると。できれば補助の拡大、補助率の上乗せみたいな形でやっていただけるとありがたいということを県のほうにもお願いをしているという段階であります。手応えはそれほど悪くはないという報告も受けております。

ちょっと後先逆になりましたが、随意契約の問題でありますけれど、これは私、修理委員会、オフィシャルのほうの会ではありますが、そこで最終的に質問をさせてもらったことと全く一緒です。一回業者が決まると、そのままいってしまうのではないかと。そうすると、1回目は安くても、2回目から高くなっていけば意味がないわけですので、どうだということを設計者に聞きました。そうしましたら、毎回これは毎年入札を行っていくと。過去の事例としては、業者が変わったこともありますよと。ただ、変わると非常にやりづらいということもありますねという返事でしたので、毎回毎回できれば真剣勝負の入札が実施されれば、安藤議員の言われたように、もっと安くできる可能性もあるのかなとは思っておりますけれど、当初の予定どお

りの金額で何とか上がってくればありがたいなと思っているところでもありますけれど、今回、2億円ほど予定から言えば安く上がったということにもなりますので、今後、木工事のほうに関してはこちらを光らせながら、しっかりと見ていくということになるかと思えます。

以上で質問にお答えをできたと思えます。

今、御嵩町というか、先ほど東美濃の話も出ましたけれど、東美濃観光ということで県は非常に力を入れていただいているので、この文化財も、観光に生かしていくんだという大義名分をつけた上での補助金の上乗せであるとか、そういうことを考えていただきたいという話で持っていつておりますので、可能性はゼロではないと私自身も考えておりますので、その点は何とかクリアしたいなと思っている事項でありますので、また議員の皆さんも御協力のほどよろしく願いいたします。以上であります。

[2番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

どうも私は心配性ですので心配しておるわけですけど、町長のお話を聞いて多少安心した部分があります。

確かに、僕が一番気になっておるのは、県の上限の500万円というのがどうもひっかかって、やはり上限があるということは年度区分されるということですので、その辺も撤廃されれば願興寺の事業主体のほうも発注なんかもある程度自由にできるのかなという思いもありまして、今回質問させていただきました。

補助金の制度の改変とか、そういったことに対して町長にお願いするばかりじゃなくて、議会のほうでもそういうことを議論しまして、議会のほうからできる要望等を議会の中でこれから考えてやっていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いします。またそのときは御指導をよろしく願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで安藤信治君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月12日の午前9時より開会をいたします。

これにて散会いたします。御苦劳さまでした。

午後2時45分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 奥 村 雄 二